平成２２年度５月期通常総会

議　案　書

日　時　　平成２２年５月２８日（金）
午後１時３０分

場　所　　江南ふれあいセンター

社団法人　　江田島市シルバー人材センター

平成２２年度５月期通常総会次第

1　開　会　の　こ　と　ば

2　理　事　長　あ　い　さ　つ

3　来　　賓　　祝　　辞

4　議　　長　　選　　出

5　定　　足　　数　　報　　告

6　議事録署名人の選出

7　議　　事

議案第１号　　平成２１年度事業報告について

議案第２号　　平成２１年度収支決算について

議案第３号　　（社）江田島市シルバー人材センターの公益社団法人への移行について

議案第４号　　（社）江田島市シルバー人材センターの公益社団法人移行当初の代表理事の選任について

議案第５号　　（社）江田島市シルバー人材センターの公益社団法人移行当初の代表理事の選任について

議案第６号　　（社）江田島市シルバー人材センターの公益社団法人移行当初の業務執行理事の選任について

議案第７号　　（社）江田島市シルバー人材センターの公益社団法人移行当初の役員の選任について

議案第８号　　（社）江田島市シルバー人材センターの定款の改正案について

議案第９号　　（社）江田島市シルバー人材センターの正会員会費規程の一部を改正する規程案について

議案第 10 号　　（社）江田島市シルバー人材センターの事務費規程の一部を改正する規程案について

議案第 11 号　　（社）江田島市シルバー人材センター役員等費用弁償に関する規程及び（社）江田島市シルバー人材センター理事長及び副理事長の報奨金に関する規程の改正案について

議案第１２号　　事務手続きに係る付帯決議について

８　そ　の　他

９　閉　会　の　こ　と　ば

---------- 休　憩 ----------

平成２２年度　　互　助　会　総　会

目　　次

議案第１号　平成２１年度事業報告 …… 1

1　概　　況 …… 2

(1)会員の獲得（21年度末の目標：300名） …… 2

(2)会員組織の充実 …… 2

(3)就業機会の開拓と提供 …… 3

(4)安全就業対策の推進 …… 3

(5)普及啓発活動 …… 3

(6)無料職業紹介事業の推進 …… 3

(7)独自事業につながる自主活動グループを設立 …… 3

(8)互助会活動への支援 …… 3

2　会議等の状況 …… 4～8

3　会員の現状 …… 9

4　事業実績 …… 9～10

5　事故発生状況 …… 11

議案第２号　平成２１年度収支決算報告 …… 12

1　収支計算書 …… 13～16

2　収支計算書に対する注記 …… 17～19

3　正味財産増減計算書 …… 20～23

4　貸借対照表 …… 24

5　財産目録 …… 25

6　財務諸表に対する注記 …… 26

7　車輌運搬具・什器備品目録 …… 27

8　監査報告書 …… 28

議案第３号　（社）江田島市シルバー人材センターの公益社団法人への移行について …… 29～32

議案第４号　（社）江田島市シルバー人材センターの公益社団法人移行当初の代表理事の選任について …… 33
議案第５号　（社）江田島市シルバー人材センターの公益社団法人移行当初の代表理事の選任について …… 34
議案第６号　（社）江田島市シルバー人材センターの公益社団法人移行当初の業務執行理事の選任について …… 35
議案第７号　（社）江田島市シルバー人材センターの公益社団法人移行当初の役員の選任について …… 36～37
議案第８号　（社）江田島市シルバー人材センターの定款の改正案について …… 38～74
議案第９号　（社）江田島市シルバー人材センターの正会員会費規程の一部を改正する規程案について …… 75～79
議案第10号　（社）江田島市シルバー人材センターの事務費規程の一部を改正する規程案について …… 80～84
議案第11号　（社）江田島市シルバー人材センター役員等費用弁償に関する規程及び（社）江田島市シルバー人材センター理事長及び副理事長の報奨金に関する規程の改正案について …… 85～93
議案第１２号　事務手続きに係る付帯決議について …… 94

議案第１号

平成２１年度事業報告について

平成２１年度　社団法人江田島市シルバー人材センターの事業報告について、定款第３３条第１項の規定に基づき、総会の承認を求める。

平成２２年５月２８日提出

社団法人　江田島市シルバー人材センター

理事長　　風呂井　　侃

平成21年度　事業報告

1．概　況

平成22年度予算編成にあたり行政刷新会議による事業仕訳がおこなわれ、シルバー人材センター援助事業については予算額の３分の１程度の縮減が求められるなど世の中のシステムが大きく変化している中、定年退職者などの高齢者に臨時的、短期的な就業を提供することを基本理念とする、江田島市シルバー人材センターは、高齢者に健康で生きがいのある生活と地域社会の福祉の向上や環境美化、活性化をめざして、努力してまいりました。

シルバー事業の運営に対する国・自治体の基盤的な支援は、超高齢化社会が進展する中で不可欠だと考えますが、財政事情は厳しさを一層増すことが必至であり、より自立した安定的な運営基盤とするには、自己財源の確保等に向けた取り組みを進めなければなりません。

就業の内容は、市行財政改革に伴う公共事業の減少等の半面、企画提案方式による環境保全美化推進事業（剪定枝葉リサイクル事業）、緊急雇用創出金事業（学校環境美化推進事業）等、より多様になっております。

多くの会員の皆さんに就業の場を提供し、地域社会の要望・期待に応え、また地域社会の活性化に貢献できるような体制づくりを図り、会員の皆様がその主要な役割を果たすことができるよう、以下の事業に取り組みました。

(1)会員の獲得（21年度末の目標:300名）

「会員１人が１名の新会員獲得をめざす」を目標に努力してまいりましたが、平成21年度における新規加入会員は、43人、退会者数27人で平成21年３月31日現在の会員数は224人となり前年と比較して16人の増となっています。

退会の理由はその他が18件、病気が７件になっています。その他のうち希望する職種（運転業務、家事援助、介護など）がないのと、老齢による脱会がほとんどです。

この間就業した人は196人で就業率は87.5%となり、前年の86%と比べ1.5%増となっています。

今年度の新しい傾向として、60代前半の新規入会会員が増えたことです。

(2)会員組織の充実

① 地域班活動の充実：

会員同士の連携強化、コミュニケーションの場としてワークプラザ内作業室兼研修室（和室）の活用を提案しておりますが、十分活用されておりません。互助会のサークル活動などとあわせて企画する必要があります。

② 職群班活動の充実：

グループごとの適正就業、技能向上及び、後継者の育成等は、安全就業委員会、就業開拓委員会、SP 事業等の協力により講習会、セミナーなどを実施しました。

(3)就業機会の開拓と提供

シニアワーキングプログラム事業（ＳＰ事業）へ参加し、「植木の剪定講習（５日間、44 名参加)」を実施しました。会員以外の参加も多く、終了後、２名が入会されました。

(4)安全就業対策の推進

本年度において重篤事故は無いですが、傷害事故１件、物損事故５件が発生しています。

また日々、会員の健康維持、自主管理励行の啓発をし、健康診断、江田島市などの各種検診・保健行事に参加を促しております。

夏の期間中には、就業前にラジオ体操を実施し、健康維持にも努めました。

(5)普及啓発活動

各種イベントへはほとんど参加をいたしましたが、会員数の増加、仕事依頼はほとんどありません。

イベント会場は、会員の作った品物の販売や広報活動をする場所なので積極的な参加をお願いします。

(6)無料職業紹介事業の推進

本年度の該当者はありませんでした。

(7)独自事業につながる自主活動グループを設立

竹細工班、木工班、手芸班、パソコン班などを設立する予定でしたが、実施できませんでした。

今年度は、パソコン班を設立し、シルバー人材センターのホームページを作成する予定です。

(8)互助会活動への支援

会員相互の親睦と交流、及び、福利厚生を基本とした「互助会」活動を支援します。

2　会議等の状況

★会 議

会　議　名	開　催　日 （場　所）	内　　容
定期総会（５月期）	H21.5.29 （江南ふれあいセンター）	平成20年度事業報告 平成20年度収支決算 理事・監事の選任
定期総会（３月期）	H22.3.30 （シルバーワークプラザ）	平成21年度収支補正予算（案） 平成22年度事業計画（案） 平成22年度収支予算（案） （社）江田島市シルバー人材センターの業務に一般労働者派遣事業を加えることについて
理　事　会	第１回 H21.5.18 （シルバーワークプラザ）	平成20年度事業報告 平成20年度収支決算 理事及び監事候補者選考委員会委員の承認 新規加入会員の承認
	第２回 H21.6.5 （シルバーワークプラザ）	理事総務・企画部会委員の承認 専門委員会委員の選出 新規加入会員の承認
	第３回 H21.7.21 （シルバーワークプラザ）	平成21年度収支補正予算 会計関係書類の処分 剪定枝葉チップ・リサイクル事業企画書（案） 新規加入会員の承認
	第４回 H21.10.15 （シルバーワークプラザ）	平成21年度収支補正予算 新規加入会員の承認
	第5回 H22.3.18 （シルバーワークプラザ）	平成21年度補正予算 平成22年度事業計画 平成22年度収支予算 職員就業規則の一部改正 一般労働者派遣事業 真道山キャンプ場指定管理 公益社団法人移行
理事・監事選考委員会	H21.5.7 （シルバーワークプラザ）	理事・監事候補者選考
理事総務・企画部会	H21.7.13 （シルバーワークプラザ）	部会長の選出 植木枝葉チップ・リサイクル事業
	H22.3.4 （シルバーワークプラザ）	平成21年度補正予算 平成22年度事業計画 平成22年度収支予算 職員就業規則の一部改正 一般労働者派遣事業 真道山キャンプ場指定管理 公益社団法人移行

会　議　名	開　催　日 （場　所）	内　　容
監　　査	H21.4.30 （シルバーワークプラザ）	平成20年度決算監査
	H22.3.5 （シルバーワークプラザ）	江田島市監査
就業開拓委員会	第１回 H21.8.27 （シルバーワークプラザ）	平成21年度就業促進事業計画 社会奉仕活動の実施
安全委員会	第１回 H21.6.26 （シルバーワークプラザ）	安全就業推進計画 安全・適正就業強化月間の取り組み
	H21.7.23 （鷲部公民館）	安全適正就業講習会
	H21.7.31 （作業現場）	安全パトロール
	第２回 H21.8.6 （シルバーワークプラザ）	
広報委員会	第１回 H21.6.10 （シルバーワークプラザ）	委員長、副委員長の選出 「シルバー江田島」34号の編集
	第２回 H21.6.18 （シルバーワークプラザ）	「シルバー江田島」34号の校正
	第３回 H21.7.2 （シルバーワークプラザ）	「シルバー江田島」34号の合評
	第４回 H21.12.9 （シルバーワークプラザ）	「シルバー江田島」35号の校正
班長会議	H21.11.26 （シルバーワークプラザ）	就労の打ち合せ
	H22.2.22～23 （宗像市）	班長研修会
互助会	H21.5.13 （シルバー大柿支所）	互助会監査・幹事会

★ 講習会・研修会

会　議　名	開　催　日 （場　所）	内　　容
説明会	毎月第２火曜日 （シルバーワークプラザ）	
	H21.6.10 （呉市）	労働保険事務説明会
	H21.11.18 （江田島市農村環境改善センター）	源泉所得税の年末調整説明会
	H22.1.13～14 （福岡市）	無料職業紹介責任者講習会
研修会等	H21.4.8 （江田島市）	江田島ポートプラザ委員・出店者会議
	H21.4.22 （広島市）	平成21年度西部ブロック・シニアワークプログラム地域事業事前検討会議
	H21.4.30 （江田島市）	江田島ポートプラザ委員・出店者会議
	H21.6.5 （江田島市）	江田島ポートプラザ委員・出店者会議
	H21.6.11～12 （東京都）	全シ協総会
	H21.6.19 （広島市）	県シ連理事会・総会
	H21.6.25 （広島市）	県シ連事務局長会議
	H21.6.30 （三原市）	三原市シルバー人材センター視察
	H21.7.7 （江田島市）	江田島ポートプラザ委員・出店者会議
	H21.7.17 （海田町）	県シ連安全就業パトロール
	H21.7.22 （広島市）	安全就業担当者会議
	H21.7.22 （江田島市）	サマーフェスタ江田島2009出店者合同会議
	H21.7.27 （江田島青少年交流の家）	フェスティバル江田島2009実行委員会
	H21.8.28 （江田島市）	江田島ポートプラザ委員・出店者会議
	H21.9.15 （江田島市）	まるごとフェアー実行委員会
	H21.9.16～17 （広島市）	実務担当者交流研修会

会　議　名	開　催　日 （場　所）	内　　容
研修会等	H21.10.5 （広島市）	県シ連安全就対策業部会
	H21.10.19～20 （東京都）	平成20年度全国経験交流大会
	H21.10.23 （江田島市）	県シ連安全就業パトロール
	H21.11.4 （府中町）	県シ連安全就業パトロール
	H21.11.27 （広島市）	県シ連事務局長会議
	H21.12.10～11 （廿日市市）	中国ブロック平成21年度役員交流研修会
	H21.12.18 （江田島市農村環境改善センター）	江田島市カキ祭り実行委員会
	H22.1.14 （江田島市農村環境改善センター）	江田島市カキ祭り出店者会議
	H22.2.1 （江田島市）	江田島ポートプラザ委員・出店者会議
	H22.2.2 （広島市）	実務担当者交流研修会
	H22.2.15 （広島市）	県シ連事務局長会議
	H22.2.25 （広島市）	県シ連公益社団法人移行申請会議
	H22.3.3 （広島市）	県シ連公益社団法人移行申請会議
	H22.3.11 （広島市）	県シ連「平成22年度SP地域事業・技能講習の実施に関する個別協議」
	H22.3.19 （広島市）	県シ連理事会・総会
	H22.3.26 （江田島青少年交流の家）	フェスティバル江田島2009実行委員会
技能講習会	H22.2.15～19 （シルバーワークプラザ）	SP植木剪定講習会

★ 広報活動

区　　分	発　刊　日	内　　容
シルバー江田島 （広報誌）	H21.7.1	第34号発行
	H22.1.1	第35号発行
機関紙 （全シ協）	毎月発行	「月刊ジルバー人材センター」
	随　　時	リーフレット・ポスター
普及啓発資料 （県シ連）	随　　時	リーフレット・ポスター

★ その他

行　　事	開　催　日 （場　所）	内　　容
文化祭・フェスティバル等参加	毎月1回 （小用みなと公園）	江田島ポートプラザ

行　　事	開　催　日 （場　所）	内　　容
文化祭・フェスティバル等参加	H21.8.4 （江田島市）	サマーフェスタえたじま2009
	H21.10.25 （江田島青少年交流の家）	フェスティバル江田島2009
	H21.11.1 （能美運動公園）	江田島まるごとフェア2009
	H21.11.21 （江田島高校）	江田島高校祭り
	H21.12.8 （シルバーワークプラザ）	チップリサイクル事業安全祈願祭
	H22.2.7 （小用みなと公園）	江田島カキ祭り
	H22.2.28 （小用コミュニティセンター）	小用公民館祭り
	H22.3.14 （江田島公民館）	江田島公民館祭り
竹木工教室	H21.8.4 （江田島青年交流の家）	竹細工製作指導（フェスティバル江田島造って遊ぼう親子教室）
	H21.12.12 （鷲部公民館）	竹細工製作指導（竹とんぼ制作） 江田島自然科学教室
ボランティア道路清掃	H21.10.17 （能美町）	能美町市役所付近の国道487号線及び県道36号線の清掃（74人参加）

3　会員の現状（平成22年3月31日）

(1)　会員数　（単位：人）

区　　分	男	女	計
平成２０年度	153	55	208
平成２１年度	170	54	224

(2) 年齢別構成状況　（単位：人）

年齢／性別	60歳未満	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75歳以上	計	男女比(%)
男	0	24	49	55	42	170	75.9
女	1	7	13	20	13	54	24.1
計	1	31	62	75	55	224	
年齢別比率(%)	0.4	13.8	27.7	33.5	24.6		100.0

(3) 希望職調べ　（単位：人）

職種／性別	技術群	技能群	事務群	管理群	折衝外交群	一般作業群	サービス群	その他	計
男	27	42	12	10	4	70	5	0	170
女	3	1	6	0	7	23	14	0	54
計	30	43	18	10	11	93	19	0	224

4　事業実績

(1)　契約高及び公共と民間の割合

区　　分	受注件数（件）	割合（%）	契約高（円）	割合（%）
公共事業	342	19.4	50,748,392	60.9

民間事業	1,409	79.9	31,786,891	38.1
独自事業	12	0.7	845,870	1.0
計	1,763	100.0	83,381,153	100.0

(2)配分金及び就業延べ人員数調べ　　(単位：千円・人日)

事業別配分金				事業別就業延人員			
公共	民間	独自	計	公共	民間	独自	計
38,751	23,113	591	62,455	10,598	6,674	270	17,542

(3)職群別事業実績

職　群	受注件数（件）	就業延人員（人日）	配　分　金（円）	材料費等（円）	事務費（円）	合　計（円）
技術群	33	46	223,060	27,888	22,295	273,243
技能群	449	2,492	9,558,427	3,352,659	949,397	13,860,483
事務群	12	98	676,205	0	67,620	743,825
管理群	8	2,108	11,789,815	887,749	1,083,658	13,761,222
折衝外交群	10	914	3,955,401	0	385,524	4,340,925
一般作業群	1,224	11,285	34,384,970	9,983,459	3,942,691	48,311,120
サービス群	27	599	1,867,165	36,456	186,714	2,090,335
その他	0	0	0	0	0	
合　計	1,763	17,542	62,455,043	14,288,211	6,637,899	83,381,153

5　事故発生状況

〈傷害事故〉

発生年月日	時　刻	事　故　の　内　容	通院	入院
H21.7.19	14：30	江田島町秋月の県道付近の畑の除草作業中小石が飛散し、通行中の車両の左側後方のガラスを破損したとき同乗者が破損したガラス破片で負傷した。	1日	－

〈物損事故〉

発生年月日	時　刻	事　故　の　内　容
H21.5.12	10：00	矢の浦配水池の南側登り口で除草作業中に、駐車場に止めてあった車３台のガラスを破損、ボディを傷つけた
H21.5.12	10：30	江田島中学校で除草作業中、校舎の強化ガラスを破損した。
H21.7.19	14：30	江田島町秋月の県道付近の畑の除草作業中小石が飛散し、通行中の車両の左側後方のガラスを破損したとき同乗者が破損したガラス破片で負傷した。
H21.8.6	11：00	前早世上水場で作業後、車の出庫のとき小石が飛び近くの駐車場に止めてあった車のガラスを破損した。
H21.8.21	14：00	能美町市道の除草作業中近くのあった車のガラスを破損した。

議案第２号

平成２１年度収支決算について

平成２１年度　社団法人江田島市シルバー人材センターの収支決算書について、定款第３３条第１項の規定に基づき、総会の承認を求める。

平成２２年５月２８日提出

社団法人　江田島市シルバー人材センター

理 事 長　　風 呂 井　　侃

収支計算書

平成21年4月1日から平成22年3月31日　　（単位：円）

科目	予算額	決算額	差異	備考
Ⅰ　事業活動収支の部				
受託事業収入	83,174,000	82,493,159	680,841	
配分金収入	62,286,000	61,864,051	421,949	
材料費等収入	14,211,000	14,036,781	174,219	
事務費収入	6,677,000	6,592,327	84,673	
独自事業収入	874,000	835,555	38,445	
配分金収入	623,000	590,992	32,008	
材料費等収入	201,000	198,991	2,009	
事務費収入	50,000	45,572	4,428	
会費収入	436,000	434,000	2,000	
会員会費収入	436,000	434,000	2,000	
補助金等収入	22,945,000	22,945,000	0	
連合交付金収入	11,300,000	11,300,000	0	
市補助金収入	11,300,000	11,300,000	0	
シニアワークプログラム分担金収入	310,000	310,000	0	
開拓専門員活動補助費収入	35,000	35,000	0	
負担金収入	1,000	0	1,000	
負担金収入	1,000	0	1,000	
寄付金収入	1,000	0	1,000	
寄付金収入	1,000	0	1,000	
特定資産運用収入	1,000	0	1,000	
特定資産運用利息収入	1,000	0	1,000	
雑収入	63,000	64,140	△ 1,140	
受取利息収入	3,000	2,618	382	
雑収入	60,000	61,522	△ 1,522	
事業活動収入計	107,495,000	106,771,854	723,146	

科目	予算額	決算額	差異	備考
2. 事業活動支出				
事業費支出	85,375,000	83,198,525	2,176,475	
受託事業費支出	72,397,000	71,116,448	1,280,552	
配分金支出	62,286,000	61,864,051	421,949	
材料費等支出	10,111,000	9,252,397	858,603	
独自事業費支出	812,000	774,956	37,044	
配分金支出	623,000	590,992	32,008	
材料費等支出	189,000	183,964	5,036	
安全・適正就業推進費支出	286,000	269,217	16,783	
会議費支出	18,000	9,667	8,333	
旅費交通費支出	57,000	53,140	3,860	
通信運搬費支出	5,000	4,095	905	
消耗品費支出	198,000	197,315	685	
印刷製本費支出	1,000	0	1,000	
諸謝金支出	6,000	5,000	1,000	
教材費支出	1,000	0	1,000	
普及啓発費支出	1,229,000	1,224,990	4,010	
旅費交通費支出	75,000	74,020	980	
消耗品費支出	897,000	895,530	1,470	
印刷製本費支出	198,000	197,400	600	
通信運搬費支出	26,000	25,180	820	
委託費支出	33,000	32,860	140	
企画提案方式による事業費支出	6,026,000	5,228,325	797,675	
会議費支出	24,000	5,879	18,121	
旅費交通費支出	120,000	4,460	115,540	
通信運搬費支出	92,000	25,070	66,930	
消耗品費支出	429,000	428,564	436	
印刷製本費支出	120,000	52,304	67,696	
諸謝金支出	1,394,000	1,030,180	363,820	
賃借料支出	552,000	388,240	163,760	
事業設備費支出	3,295,000	3,293,628	1,372	
就業開拓提供費支出	4,162,000	4,126,089	35,911	
臨時雇賃金支出	173,000	172,095	905	
会議費支出	40,000	34,539	5,461	

科目	予算額	決算額	差異	備考
旅費交通費支出	978,000	970,350	7,650	
通信運搬費支出	1,016,000	1,002,910	13,090	
什器備品費支出	59,000	58,400	600	
消耗品費支出	72,000	71,900	100	
修繕費支出	428,000	424,270	3,730	
印刷製本費支出	14,000	13,545	455	
保険料支出	1,067,000	1,066,620	380	
諸謝金支出	1,000	0	1,000	
租税公課支出	119,000	118,900	100	
組織活動助成費支出	143,000	142,290	710	
教材費支出	30,000	29,400	600	
負担金支出	22,000	20,870	1,130	
調査研究費支出	153,000	148,500	4,500	
旅費交通費支出	150,000	148,500	1,500	
消耗品費支出	1,000	0	1,000	
印刷製本費支出	1,000	0	1,000	
通信運搬費支出	1,000	0	1,000	
シニアワークプログラム事業費支出	310,000	310,000	0	
会議費支出	8,538	8,538	0	
旅費交通費支出	10,000	10,000	0	
通信運搬費支出	12,350	12,350	0	
消耗品費支出	45,589	45,589	0	
諸謝金支出	150,000	150,000	0	
教材費支出	52,878	52,878	0	
貸借料支出	30,000	30,000	0	
支払手数料支出	645	645	0	
管理費支出	21,452,000	21,258,119	193,881	
人件費支出	16,670,000	16,609,038	60,962	
職員基本給支出	10,846,000	10,845,600	400	
職員特別手当支出	1,808,000	1,807,600	400	
職員諸手当支出	299,000	249,373	49,627	
法定福利費支出	1,984,000	1,973,465	10,535	
福利厚生費支出	5,000	5,000	0	
退職給付支出	1,080,000	1,080,000	0	
役員報奨金支出	648,000	648,000	0	

科目	予算額	決算額	差異	備考
一般運営費支出	4,782,000	4,649,081	132,919	
旅費交通費支出	85,000	81,540	3,460	
臨時雇賃金支出	1,000	0	1,000	
什器備品費支出	30,000	22,500	7,500	
消耗品費支出	171,000	98,300	72,700	
印刷製本費支出	1,000	0	1,000	
通信運搬費支出	25,000	6,760	18,240	
光熱水料費支出	706,000	705,646	354	
租税公課支出	269,000	268,600	400	
賃借料支出	1,552,000	1,551,060	940	
委託費支出	932,000	923,047	8,953	
修繕費支出	1,000	0	1,000	
支払手数料支出	27,000	26,800	200	
会議費支出	113,000	110,938	2,062	
負担金支出	380,000	379,200	800	
役員等旅費交通費支出	208,000	198,940	9,060	
雑支出	281,000	275,750	5,250	
事業活動支出計	106,827,000	104,456,644	2,370,356	
事業活動収支差額	668,000	2,315,210	△ 1,647,210	
Ⅱ 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
①特定資産取崩収入	5,000,000	5,000,000	0	
財産運営資金資産取崩収入	5,000,000	5,000,000	0	
投資活動収入計	5,000,000	5,000,000	0	
2. 投資活動支出				
①特定資産取崩支出	5,000,000	5,000,000	0	
財政運営資金資産取得支出	5,000,000	5,000,000	0	
投資活動支出計	5,000,000	5,000,000	0	
投資活動収支差額	0	0	0	
Ⅲ 予備費支出	2,479,000	0	2,479,000	
当期収支差額	△ 1,811,000	2,315,210	△ 4,126,210	
前期繰越収支差額	1,811,000	1,810,488	512	
次期繰越収支差額	0	4,125,698	△ 4,125,698	

収支計算書に対する注記

1. 資金の範囲

資金の範囲には、現金・預金・未収金・未払金及び預り金を含めることにしている。なお、前期末及び当期末残高は、下記２に記載するとおりである。

2. 次期繰越収支差額に含まれる資産及び負債の内訳

科目	前期末残高	当期末残高
現金預金	2,130,918	2,746,321
未収金	5,808,838	7,453,872
合計	7,939,756	10,200,193
未払金	6,090,718	5,985,855
預り金	38,550	88,640
合計	6,129,268	6,074,495
次期繰越収支差額	1,810,488	4,125,698

3. 科目間の流用

科目	当初予算	科目間流用額	流用後予算額
企画提案方式による事業費支出－消耗品費支出	0	89,000	89,000
企画提案方式による事業費支出－諸謝金支出	0	△ 166,000	△ 166,000
企画提案方式による事業費支出－事業設備費支出	0	77,000	77,000
就業開拓提供費支出- 臨時雇賃金支出	409,000	15,000	424,000
就業開拓提供費支出- 旅費交通費支出	622,000	△ 15,000	607,000
シニアワークプログラム事業費支出－会議費支出	5,000	3,538	8,538
シニアワークプログラム事業費支出－通信運搬費支出	30,000	△ 17,650	12,350
シニアワークプログラム事業費支出－消耗品費支出	40,000	5,589	45,589
シニアワークプログラム事業費支出－印刷製本費支出	5,000	△ 5,000	0
シニアワークプログラム事業費支出－教材費支出	30,000	22,878	52,878
シニアワークプログラム事業費支出－支払手数料支出	10,000	△ 9,355	645
一般運営費支出- 光熱水料費支出	663,000	11,000	674,000
一般運営費支出- 委託費支出	463,000	△ 13,000	450,000
一般運営費支出- 手数料支出	25,000	2,000	27,000

4. 収支補正計算書

科　目	当初予算	補正額	補正後予算額
受託事業収入－配分金収入	60,000,000	2,286,000	62,286,000
受託事業収入－材料費等収入	8,000,000	6,211,000	14,211,000
受託事業収入－事務費等収入	6,000,000	677,000	6,677,000
独自事業収入－配分金収入	300,000	323,000	623,000
独自事業収入－材料費等収入	100,000	101,000	201,000
独自事業収入－事務費収入	30,000	20,000	50,000
会費収入－正会員会費収入	400,000	36,000	436,000
補助金等収入－連合交付金収入	8,800,000	2,500,000	11,300,000
補助金等収入－市補助金収入	8,800,000	2,500,000	11,300,000
補助金等収入－開拓専門員活動補助費収入	0	35,000	35,000
負担金収入－負担金収入	30,000	△ 29,000	1,000
雑収入－受取利息収入	1,000	2,000	3,000
雑収入－雑収入	50,000	10,000	60,000
受託事業費支出－配分金支出	60,000,000	2,286,000	62,286,000
受託事業費支出－材料費等支出	8,000,000	2,111,000	10,111,000
独自事業支出－配分金支出	300,000	323,000	623,000
独自事業支出－材料費等支出	100,000	89,000	189,000
安全・適正就業推進費支出－会議費支出	21,000	△ 3,000	18,000
安全・適正就業推進費支出－旅費交通費支出	72,000	△ 15,000	57,000
安全・適正就業推進費支出－通信運搬費支出	21,000	△ 16,000	5,000
安全・適正就業推進費支出－消耗品費支出	50,000	148,000	198,000
安全・適正就業推進費支出－諸謝金支出	10,000	△ 4,000	6,000
普及啓発費支出－旅費交通費支出	101,000	△ 26,000	75,000
普及啓発費支出－消耗品費支出	255,000	642,000	897,000
普及啓発費支出－印刷製本費支出	200,000	△ 2,000	198,000
普及啓発費支出－通信運搬費支出	50,000	△ 24,000	26,000
普及啓発費支出－委託費支出	118,000	△ 85,000	33,000
企画提案方式による事業費支出－会議費支出	0	24,000	24,000
企画提案方式による事業費支出－旅費交通費支出	0	120,000	120,000
企画提案方式による事業費支出－通信運搬費支出	0	92,000	92,000
企画提案方式による事業費支出－消耗品費支出	0	340,000	340,000
企画提案方式による事業費支出－印刷製本費支出	0	120,000	120,000

科　目	当初予算	補正額	補正後予算額
企画提案方式による事業費支出－諸謝金支出	0	1,560,000	1,560,000
企画提案方式による事業費支出－貸借料支出	0	552,000	552,000
企画提案方式による事業費支出－事業設備費支出	0	3,218,000	3,218,000
就業開拓提供費支出－臨時雇賃金支出	409,000	△ 251,000	158,000
就業開拓提供費支出－会議費支出	10,000	30,000	40,000
就業開拓提供費支出－旅費交通費支出	622,000	371,000	993,000
就業開拓提供費支出－通信運搬費支出	1,115,000	△ 99,000	1,016,000
就業開拓提供費支出－什器備品費支出	50,000	9,000	59,000
就業開拓提供費支出－消耗品費支出	120,000	△ 48,000	72,000
就業開拓提供費支出－修繕費支出	300,000	128,000	428,000
就業開拓提供費支出－印刷製本費支出	20,000	△ 6,000	14,000
就業開拓提費支出－保険料支出	1,245,000	△ 178,000	1,067,000
就業開拓提費支出－諸謝金支出	50,000	△ 49,000	1,000
就業開拓提費支出－租税公課支出	100,000	19,000	119,000
就業開拓提費支出－組織活動助成金支出	140,000	3,000	143,000
就業開拓提費支出－教材費支出	50,000	△ 20,000	30,000
就業開拓提費支出－負担金支出	30,000	△ 8,000	22,000
調査研究費支出－消耗品費支出	10,000	△ 9,000	1,000
調査研究費支出－印刷製本費支出	10,000	△ 9,000	1,000
調査研究費支出－通信運搬費支出	10,000	△ 9,000	1,000
人件費支出－職員基本給支出	10,845,000	1,000	10,846,000
人件費支出－職員諸手当支出	350,000	△ 51,000	299,000
一般運営費支出－旅費交通費支出	97,000	△ 12,000	85,000
一般運営費支出－什器備品費支出	50,000	△ 20,000	30,000
一般運営費支出－消耗品費支出	250,000	△ 79,000	171,000
一般運営費支出－通信運搬費支出	30,000	△ 5,000	25,000
一般運営費支出－光熱水料費支出	663,000	32,000	695,000
一般運営費支出－租税公課支出	73,000	196,000	269,000
一般運営費支出－委託費支出	463,000	482,000	945,000
一般運営費支出－会議費支出	150,000	△ 37,000	113,000
一般運営費支出－負担金支出	400,000	△ 20,000	380,000
一般運営費支出－役員等旅費交通費支出	162,000	46,000	208,000
一般運営費支出－雑支出	150,000	131,000	281,000
特定資産取崩収入－財政運営資金資産取崩収入	0	5,000,000	5,000,000
特定資産取得支出－財産運営資金資産取得支出	0	5,000,000	5,000,000

正味財産増減計算書

平成21年 4月 1日から平成22年 3月31日まで

（単位：円）

科　　目	当年度	前年度	増　減
Ⅰ一般正味財産の部			
1　経常増減の部			
（1）経常収益			
①受託事業収益	82,493,159	79,176,359	3,316,800
受取配分金	61,864,051	59,555,552	2,308,499
受取材料費等	14,036,781	13,708,584	328,197
受取事務費	6,592,327	5,912,223	680,104
②独自事業収益	835,555	729,010	106,545
受取配分金	590,992	559,487	31,505
受取材料費等	198,991	114,057	84,934
受取事務費	45,572	55,466	△ 9,894
③受取会費	434,000	442,000	△ 8,000
正会員受取会員	434,000	442,000	△ 8,000
④受取補助金等	22,945,000	19,910,000	3,035,000
受取連合交付金	11,300,000	9,800,000	1,500,000
受取市補助金	11,300,000	9,800,000	1,500,000
シニアワークプログラム技能講習共同費収入	310,000	310,000	0
受取開拓専門員活動補助費	35,000	0	35,000
⑤受取負担金	0	13,500	△ 13,500
受取負担金	0	13,500	△ 13,500
⑥雑収益	64,140	68,837	△ 4,697
受取利息	2,618	7,094	△ 4,476
雑収益	61,522	61,743	△ 221
経常収益計	106,771,854	100,339,706	6,432,148
（1）経常費用			0
①事業費	83,198,525	77,543,465	5,655,060
受託事業費	71,116,448	69,430,612	1,685,836
支払配分金	61,864,051	59,555,552	2,308,499
支払材料費等	9,252,397	9,875,060	△ 622,663
独自事業費	774,956	667,093	107,863
支払配分金	590,992	559,487	31,505
支払材料費等	183,964	107,606	76,358
安全・適正就業推進費	269,217	412,509	△ 143,292
会議費	9,667	20,002	△ 10,335
旅費交通費	53,140	45,140	8,000
通信運搬費	4,095	0	4,095

（単位：円）

科　　目	当年度	前年度	増　減
消耗品費	197,315	346,842	△ 149,527
諸謝金	5,000	0	5,000
教材費	0	525	△ 525
普及啓発費	1,224,990	1,334,058	△ 109,068
旅費交通費	74,020	85,540	△ 11,520
消耗品費	895,530	976,531	△ 81,001
印刷製本費	197,400	191,562	5,838
通信運搬費	25,180	34,055	△ 8,875
委託費	32,860	46,370	△ 13,510
企画提案方式による事業費	5,228,325	0	5,228,325
会議費	5,879	0	5,879
旅費交通費	4,460	0	4,460
通信運搬費	25,070	0	25,070
消耗品費	428,564	0	428,564
印刷製本費	52,304	0	52,304
諸謝金	1,030,180	0	1,030,180
賃借料	388,240	0	388,240
事業設備費	3,293,628	0	3,293,628
就業開拓提供費	4,126,089	5,233,598	△ 1,107,509
臨時雇賃金	172,095	375,095	△ 203,000
会議費	34,539	24,023	10,516
旅費交通費	970,350	954,680	15,670
通信運搬費	1,002,910	1,077,267	△ 74,357
什器備品費	58,400	942,500	△ 884,100
消耗品費	71,900	153,522	△ 81,622
修繕費	424,270	262,007	162,263
印刷製本費	13,545	63,105	△ 49,560
支払保険料	1,066,620	1,055,950	10,670
諸謝金	0	10,000	△ 10,000
租税公課	118,900	75,400	43,500
教材費	29,400	50,519	△ 21,119
組織活動助成金	142,290	168,600	△ 26,310
負担金	20,870	20,930	△ 60
調査研究費	148,500	154,595	△ 6,095
旅費交通費	148,500	135,000	13,500
消耗品費	0	5,000	△ 5,000
印刷製本費	0	14,175	△ 14,175
通信運搬費	0	420	△ 420

（単位：円）

科　　目	当年度	前年度	増　減
シニアワーク プログラム事業費	310,000	311,000	△ 1,000
旅費交通費	10,000	10,000	0
通信運搬費	12,350	7,720	4,630
消耗品費	45,589	63,041	△ 17,452
諸謝金	150,000	150,000	0
教材費	52,878	37,800	15,078
貸借料	30,000	30,000	0
会議費	8,538	11,494	△ 2,956
支払手数料	645	945	△ 300
②管理費	21,960,305	19,662,671	2,297,634
人件費	16,609,038	13,867,629	2,741,409
職員基本給	10,845,600	9,202,530	1,643,070
職員特別手当	1,807,600	1,378,600	429,000
職員諸手当	249,373	202,959	46,414
法定福利費	1,973,465	1,571,540	401,925
福利厚生費	5,000	4,000	1,000
退職給付費用	1,080,000	860,000	220,000
役員報酬	648,000	648,000	0
一般運営費	5,351,267	5,795,042	△ 443,775
旅費交通費	81,540	40,560	40,980
什器備品費	22,500	29,600	△ 7,100
消耗品費	98,300	237,910	△ 139,610
通信運搬費	6,760	15,920	△ 9,160
光熱水料費	705,646	687,443	18,203
租税公課	268,600	215,500	53,100
貸借料	1,551,060	2,098,488	△ 547,428
委託費	923,047	841,248	81,799
支払手数料	26,800	23,865	2,935
会議費	110,938	238,444	△ 127,506
支払負担金	379,200	407,200	△ 28,000
役員等旅費交通費	198,940	164,300	34,640
雑費	275,750	168,181	107,569
車両減価償却費	571,423	428,795	142,628
建物減価償却費	130,763	197,588	△ 66,825
経常費用計	105,158,830	97,206,136	7,952,694
当期経常増減額	1,613,024	3,133,570	△ 1,520,546

（単位：円）

2　経常外増減の部			
（1）経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
（1）経常外費用			
①固定資産除去損	44,400	57,500	△ 13,100
車両運搬具除去損	0	57,500	△ 57,500
什器備品除去損	44,400	0	44,400
経常外費用計	44,400	57,500	△ 13,100
当期経常外増減額	△ 44,400	△ 57,500	13,100
当期一般正味財産増減額	1,568,624	3,076,070	△ 1,507,446
一般正味財産期首残高	11,438,369	8,362,299	3,076,070
一般正味財産期末残高	13,006,993	11,438,369	1,568,624
Ⅱ正味財産期末残高	13,006,993	11,438,369	1,568,624

貸借対照表

平成22年 3月31日現在

（単位：円）

科　　目	当年度	前年度	増　減
Ⅰ　資産の部			
1　流動資産			
現　金	16,540	64,550	△ 48,010
預　金	2,729,781	2,066,368	663,413
未収金	7,453,872	5,808,838	1,645,034
流動資産合計	10,200,193	7,939,756	2,260,437
2 固定資産			
（1）特定資産			
財政運営資金積立資産	5,000,000	5,000,000	0
特定資産合計	5,000,000	5,000,000	0
（1）その他固定資産			
建　物	2,212,385	2,343,148	△ 130,763
車両運搬具	1,442,028	2,013,451	△ 571,423
什器備品	15,000	59,400	△ 44,400
電話加入権	167,272	167,272	0
預託金	44,610	44,610	0
その他固定資産合計	3,881,295	4,627,881	△ 746,586
固定資産合計	8,881,295	9,627,881	△ 746,586
資産合計	19,081,488	17,567,637	1,513,851
Ⅱ　負債の部			
1　流動負債			
未払金	5,985,855	6,090,718	△ 104,863
預り金	88,640	38,550	50,090
流動負債合計	6,074,495	6,129,268	△ 54,773
負債合計	6,074,495	6,129,268	△ 54,773
Ⅲ　正味財産の部			
1　一般正味財産	13,006,993	11,438,369	1,568,624
（うち、特定資産への充当額）	5,000,000	5,000,000	0
正味財産合計	13,006,993	11,438,369	1,568,624
負債及び正味財産合計	19,081,488	17,567,637	1,513,851

財　産　目　録

平成22年 3月31日現在

(単位：円)

科　　目	金　　額		
Ⅰ　資産の部			
1　流動資産			
現　金　(現金手許有高)	16,540		
普通預金（広島銀行　江田島支店）	2,465,598		
普通預金（ゆうちょ銀行　江田島支店）	25		
当座預金（ゆうちょ銀行　江田島支店）	264,158		
未 収 金　(事業収入未収金)	7,453,872		
流動資産合計	10,200,193		
2　固定資産			
(1) 特定資産			
財政運営資金積立資産	5,000,000		
特定資産合計	5,000,000		
(2)その他固定資産			
車両運搬具 (軽ワゴン1台・軽トラ1台・ 軽ダンプ7台・普通乗用車)	1,442,028		
什器備品　(電動竹割機)	15,000		
電話加入権	167,272		
建物 (車庫、倉庫・プレハブ物置・チッパシュレッダ収納所・ 軽量シャッター・簡易トイレ・倉庫)	2,212,385		
預託金	44,610		
その他固定資産合計	3,881,295		
固定資産合計		8,881,295	
資産合計			19,081,488
Ⅱ　負債の部			
1　流動負債			
未払金（3月分配分金等）	5,985,855		
預り金（源泉所得税他）	88,640		
流動負債合計	6,074,495		
負債合計			6,074,495
正味財産			13,006,993

財務諸表に対する注記

1．重要な会計方針

(1)　固定資産の減価償却の方法

減価償却資産について、定額法により直接減価償却を実施している。

(2)　消費税等の会計処理

消費税の会計処理は税込方式によっている。

2. 特定資産の増減及びその残高

特定資産の増減及びその残高は、次のとおりである。

科　目	前期残高	当期増加額	当期減少額	当期残高
特定資産				
財政運営資金積立資産	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000
計	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000

3. 特定資産の財源等の内訳

特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

科　目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対する額)
特定資産				
財政運営資金積立資産	5,000,000	(0)	(5,000,000)	(0)
計	5,000,000	(0)	(5,000,000)	(0)

4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

科　目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
車両運搬具	9,882,546	8,440,518	1,442,028
什器備品	1,188,000	1,173,000	15,000
建物	3,608,466	1,396,081	2,212,385
合　計	14,679,012	11,009,599	3,669,413

5. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額は、次のとおりである。

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
補助金						
運営補助金	連合	0	11,300,000	11,300,000	0	—
運営補助金	市	0	11,300,000	11,300,000	0	—
合　計		0	22,600,000	22,600,000	0	

車両運搬具・什器備品目録

平成22年 3月31日現在

（単位：円）

区分	品名	取得年月	購入価格	帳簿価格	備考
	マツダスクラム（軽ダンプ）	H 6. 7	1,366,591	68,330	本所
	マツダスクラム（軽ダンプ）	H 6. 10	45,903	45,903	支所
	スズキキャリイ（軽ダンプ）	H 9. 7	1,400,000	70,000	本所
	スズキキャリイ（軽ダンプ）	H12. 3	1,209,100	60,457	本所
	ミツビシミニキャブ（軽ワゴン）	H15. 3	498,750	24,938	本所
	ダイハツハイゼット（軽トラック）	H15. 11	615,585	90,361	支所
	スズキキャリイ（軽ダンプ）	H17. 1	1,267,993	135,252	支所
	三菱（軽ダンプ）	H17. 3	141,000	7,050	支所
	スズキキャリイ（軽ダンプ）	H18. 3	928,924	92,892	能美
	ニッサンキューブ	H21. 3	1,209,260	846,845	本所
	合計	10 台	8,683,106	1,442,028	
什器備品	電動竹割機	H12. 3	300,000	15,000	本所
	計	1 基	300,000	15,000	
建物	車庫・倉庫	H 3. 1	464,569	197,269	支所
	プレハブ物置	H 5. 3	238,239	37,758	本所
	チッパシュレッダ収納所	H12. 3	1,900,000	1,233,100	本所
	軽量シャッター	H13. 6	170,153	118,178	支所
	簡易トイレ	H14. 10	155,000	65,000	支所
	倉庫	H17. 4	680,505	561,080	支所
	合計	6 戸	3,608,466	2,212,385	

監 査 報 告 書

平成22年4月28日

社団法人江田島市シルバー人材センター
理事長　風呂井　侃　様

社団法人江田島市シルバー人材センター

監事　井川　伍一　印

監事　野崎剛睦　印

私たちは、社団法人江田島市シルバー人材センターの平成21年度における会計及び業務の監査を行い、次のとおり報告する。

1　監査の方法の概要

(1)　会計監査について、会計帳票並びに関係書類の閲覧等、必要と思われる監査手続きを用いて実施した。

(2)　業務監査については、理事から実施事業の報告を聴取し、関係書類の閲覧等、必要と思われる監査手続きを用いて実施した。

2　監査の結果

(1)　社団法人江田島市シルバー人材センターの平成21年度の決算書類は、一般に公正妥当と認められる公益法人会計基準に準拠しており、社団法人江田島市シルバー人材センターの収支状況、財政状態及び財産の状態を適正に表示しているものと認める。

(2)　社団法人江田島市シルバー人材センターの平成21年度の事業報告の内容は真実であり、法令若しくは定款に違反する重大な事実はないと認める。

議案第３号

（社）江田島市シルバー人材センターの
公益社団法人への移行について

現在当シルバー人材センターは、平成２０年１２月１日に施行された「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」により、法律上特例民法法人になっている。

特例民法法人は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」又は「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」に適合するように定款変更の案を作成するなどの準備を進め、移行期間が終了するまでに、公益社団・財団法人又は一般社団・財団法人への移行申請を都道府県知事に行う必要がある。

このため、当シルバー人材センターは、理事会等で対応を検討してきたところであるが、今般、活力ある高齢社会を支える地域の中核的な組織になることが求められていることなどを踏まえ、従来以上に地域社会からの幅広い理解と協力が期待できる公益社団法人への移行申請を行い、シルバー人材センター事業を展開していく決定を行った。

以上のことを踏まえ、定款第２０条第１項の規定に基づき総会の議決を求める。

平成２２年５月２８日提出

社団法人　江田島市シルバー人材センター
理事長　　風呂井　侃

公益法人制度改革の目的

民間非営利部門の活動の健全な発展を促進し民による公益の増進に寄与するとともに、主務官庁の裁量権に基づく許可の不明瞭性等の従来の公益法人制度の問題点を解決すること。

新制度における従来の公益法人等の選択肢

新公益法人制度は、平成20年12月1日に施行され、5年間は特段の手続をとることなく従来と同様の法人(特例民法法人)として存続できますが、平成25年11月末までに新法人への移行申請を行わなかった場合は解散することとなる。

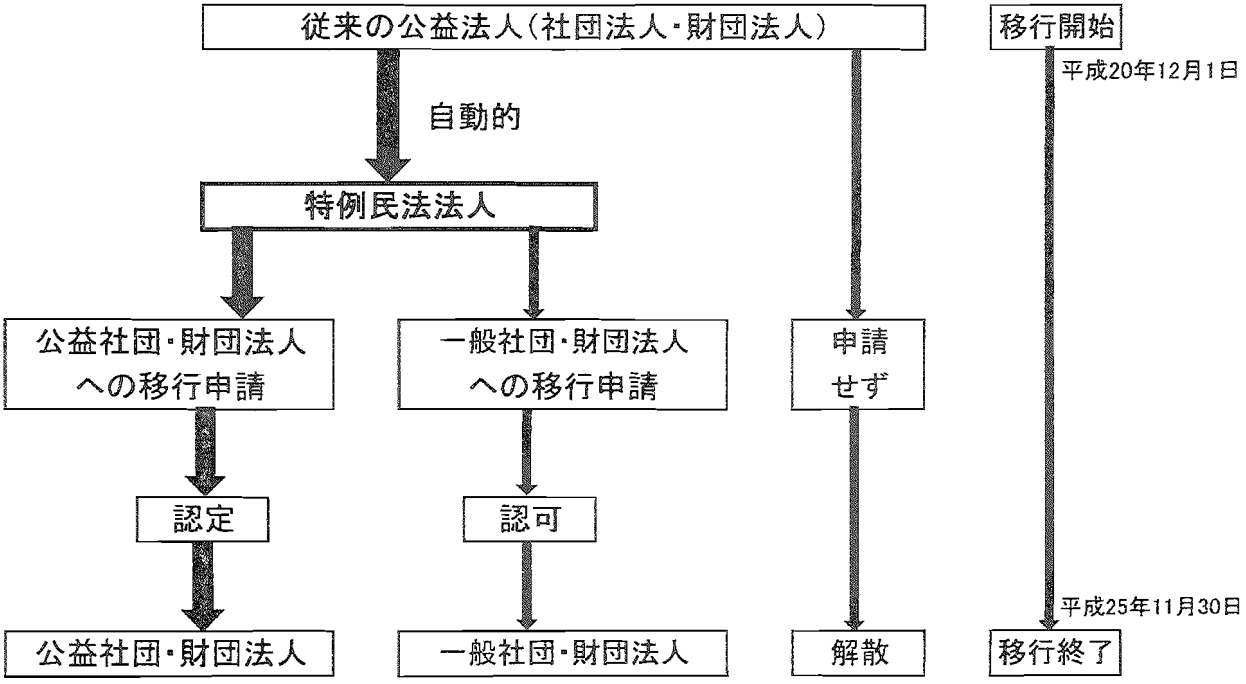

★ 現在の広島県下のシルバー人材センターにおけ公益社団法人への移行状況は、平成23年4月1日移行に向けて全てのシルバー人材センターが準備を進めている。

問Ⅰ－１－②（公益社団・財団法人と一般社団・財団法人の違い）
公益社団・財団法人と一般社団・財団法人の違いは何ですか。また、それぞれのメリット・デメリットは何ですか。

答

1　今回の公益法人制度改革では、現在の公益法人の許可制度では一体となっている法人の設立と法人の公益性の認定を分離して、登記のみで設立できる一般社団・財団法人の制度を創設するとともに、公益目的事業を行う一般社団・財団法人は公益認定を受けることができることとし、公益認定を受けた一般社団・財団法人を公益社団・財団法人と呼ぶこととしました。

2　したがって、両者の違いは、公益認定を受けているか否かということになりますが、実体面では次のような相違点があります。

比較事項	一般社団・財団法人	公益社団・財団法人（注５）
成立・認定の要件	設立の登記（注 1）。	公益法人認定法第 5 条の認定基準に適合すること。公益法人認定法第 6 条の欠格要件に該当しないこと。
実施できる事業	適法であれば制限なし（注 2）。	適法であれば制限なし。ただし、公益目的事業を費用で計って 50%以上の比率で実施する必要あり。
遵守事項	一般社団・財団法人法の規律のみ（注 3）。	一般社団・財団法人法の規律に加え、収支相償、公益目的事業比率50%以上、遊休財産規制、一定の財産の公益目的事業への使用・処分、理事等の報酬等の支給基準の公表、財産目録等の備置き・閲覧・行政庁への提出等。
監督	業務・運営全体についての一律的監督なし（注 4）。	行政庁（委員会）による報告徴収、立入検査、勧告・命令、認定の取消しあり。
税制	一部の一般社団・財団法人について収益事業のみに課税するなどの措置が定められてい	すべての公益社団・財団法人が特定公益増進法人（注６）となり、公益法人認定法上の公益目的事業は法人税法上の収益事業から除外さ

	る。	れ非課税となるなどの措置が定められている。

（注１）特例民法法人（平成 20 年 12 月 1 日以降存続する現行の公益法人）から一般社団・財団法人に移行する場合は、行政庁の認可が必要です。

（注 2）・（注 3）・（注 4）公益目的支出計画を実施している一般社団・財団法人については、計画に定めた事業を確実に実施する必要があります。また、公益目的支出計画の確実な実施を確保するために必要な範囲内で整備法に基づく行政庁の監督が行われます。

（注 5）公益社団・財団法人の実施できる事業、遵守事項、監督については、公益法人認定法で定められています。

（注 6）その法人への寄附について、寄附者の税制上の優遇措置（損金算入等）が認められている法人です。

3　両者のメリット・デメリットは、法人の規模、事業などによって異なってくると考えられます。一般論として説明すれば、

(1) 公益社団・財団法人は、行政庁の監督の下、税制上の優遇措置を多く受けつつ主に公益目的事業を実施していきたい法人が選択するのに向いている場合が多い

(2)　一般社団・財団法人は、比較的自由な立場で、非営利部門において、可能な範囲で公益目的事業を含む様々な事業を実施していきたい法人が選択するのに向いている場合が多い

と考えられます。民間非営利部門において「民による公益の増進」に寄与していこうとする団体にとって、いずれも有力な選択肢になるものと考えます。

議案第４号

（社）江田島市シルバー人材センターの公益社団法人
移行当初の代表理事の選任について

（社）江田島市シルバー人材センターが公益社団法人へ移行するためには、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）第７７条第３項の規定に基づき、当センターの公益社団法人移行当初の代表理事（理事長）を選任する必要がある。

このため、当センターの公益社団法人移行当初の代表理事（理事長）として、次の者を選任することについて、定款第 20 条第 1 項の規定に基づき、総会の議決を求める。

理事長　　風呂井（ふろい）　侃（ただし）

平成２２年５月２８日提出

社団法人　江田島市シルバー人材センター
理事長　　風呂井　侃

議案第５号

（社）江田島市シルバー人材センター公益社団法人
移行当初の代表理事の選任について

（社）江田島市シルバー人材センターが公益社団法人へ移行するためには、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）第７７条第３項の規定に基づき、当センターの公益社団法人移行当初の代表理事（副理事長）を選任する必要がある。

このため、当センターの公益社団法人移行当初の代表理事（副理事長）として、次の者を選任することについて、定款第 20 条第 1 項の規定に基づき、総会の議決を求める。

副理事長　　豊島（てしま）　喜登志（きとし）

平成２２年５月２８日提出

社団法人　江田島市シルバー人材センター
理事長　　風呂井　侃

議案第６号

（社）江田島市シルバー人材センターの公益社団法人
移行当初の業務執行理事の選任について

（社）江田島市シルバー人材センターが公益社団法人へ移行するに当たり、当センターの公益社団法人移行当初の業務執行理事を選任する必要がある。

このため、当センターの公益社団法人移行当初の業務執行理事として、次の者を選任することについて、定款第20条第１項の規定に基づき、総会の議決を求める。

業務執行理事　　二井（にい）　省三（しょうぞう）

平成２２年５月２８日提出

社団法人　江田島市シルバー人材センター
理事長　　風呂井　侃

議案第７号

（社）江田島市シルバー人材センターの公益社団法人
移行当初の役員について

（社）江田島市シルバー人材センターが公益社団法人へ移行するに当り、公益社団法人移行後も別紙の役員が引き続き、その地位に就くことについて、定款第11条第２項の規定に基づき、総会の議決を求める。

平成２２年５月２８日提出

社団法人　江田島市シルバー人材センター
理事長　　風呂井　侃

別紙

公益社団法人　江田島市シルバー人材センター役員名簿

役職名	氏　　名
理　事　長	風呂井　侃
副理事長	豊島　喜登志
業務執行理事（常務理事）	二井　省三
理　　事	小松　貢
理　　事	八木　信寿
理　　事	西野　文三
理　　事	山田　タケ子
理　　事	澤岡　邦恵
理　　事	大迫　敏夫
理　　事	森合　修
理　　事	上向井　明信
理　　事	上田　英夫
理　　事	森井　勉
理　　事	田口　宜久
理　　事	釜賀　恒美
理　　事	登地　靖徳
監　　事	井川　伍
監　　事	野崎　剛睦

議案第８号

（社）江田島市シルバー人材センターの定款の改正案について

（社）江田島市シルバー人材センター定款改正について、当センターが公益社団法人に移行するため定款の改正をする必要があるので、定款第35条の規定に基づき、総会の議決を求める。

平成２２年５月２８日提出

社団法人　江田島市シルバー人材センター
理事長　　風呂井　侃

公益社団法人　江田島市シルバー人材センター定款（案）

第１章　総則

（名称）

第１条　この法人は、公益社団法人江田島市シルバー人材センター（以下「センター」という。）と称する。

（事務所）

第２条　センターは、主たる事務所を広島県江田島市に置く。

（目的）

第３条　センターは、定年退職者等の高齢者（以下「高齢者」という。）の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務（当該業務に係る労働力の需給の状況、当該業務の処理の実情等を考慮して厚生労働大臣が定めるものに限る。次条及び第５条において同じ。）に係る就業の機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供することなどにより、その能力を生かした就業その他の多様な社会参加活動を援助して、これらの者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

（事業）

第４条　センターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1)　臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く。）を希望する高齢者のために、これらの就業機会を確保し、及び組織的に提供すること。

(2)　臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く。）を希望する高齢者のために、無料の職業紹介事業又は一般労働者派遣事業を行うこと。

(3)　高齢者に対し、臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習を行うこと。

(4)　高齢者に対し、臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業を通じて、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業を行うこと。

(5)　前４号に掲げるもののほか、高齢者の多様な就業機会の確保及び地域社会、企業等における高齢者の能力の活用を図るために必要な事業を行うこと。

(6)　その他目的を達成するために必要な事業をおこなうこと。

２　前項の事業は、広島県江田島市内において行うものとする。

第２章　会員

（種別）

第５条　センターの会員は、次の３種とし、正会員及び特別会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人」という。）上の社員とする。

(1)　正会員　センターの目的に賛同し、その事業を理解している次のいずれにも該当する者であって、理事会の承認を得た者

ア　江田島市に居住する原則として６０歳以上の者

イ　健康なものであって、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を通じて自己の労働能力を活用し、それによって自らの生きがいの充実や社会参加等を希望する者

(2)　特別会員　センターに功労があった者又はセンターの事業運営に必要な学識経験を有する者で、理事会の承認得た者

(3)　賛助会員　江田島市内に住所又は事務所がある個人又は団体であってセンターの目的に賛同し、事業に協力するもので理事会の承認を得たもの

（入会）

第６条　正会員、特別会員及び賛助会員として入会しようとする者は、所定の入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

２　入会は、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

（会費）

第７条　正会員及び特別会員は、センターの活動に必要な経費に充てるため、総会において別に定める会費を支払わなければならない。

２　賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

（会員の資格喪失）

第８条　正会員、特別会員及び賛助会員が次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

(1)　退会したとき

(2)　成年被後見人又は被保佐人になったとき

(3)　死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき

(4)　１年間以上会費等を滞納したとき

(5)　除名されたとき

(6)　全ての正会員及び特別会員の同意があったとき

（退会）

第９条　正会員、特別会員及び賛助会員は、退会届を提出して、任意に退会することができる。

（除名）

第１０条　会員が次のいずれかに該当する場合には、総会において、正会員及び特別

会員の総数の半数以上であって、正会員及び特別会員の総数の議決権の３分の２以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、総会の１週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)　センターの定款又は規則に違反したとき

(2)　センターの名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(3)　その他の正当な事由があるとき

２　前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

（会員資格喪失に伴う権利及び義務）

第１１条　会員が第８条の規定によりその資格を喪失したときは、センターに対する会員としての権利を失い、義務を免れる。

２　センターは、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第３章　総会

（構成）

第１２条　総会は、すべての正会員及び特別会員をもって構成する。

２　前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

（権限）

第１３条　総会は、次の事項について決議する。

(1)　役員の選任又は解任

(2)　役員の報酬等の額の決定又は役員の報酬等の支給の基準

(3)　役員の賠償責任の免除

(4)　定款の変更

(5)　各事業年度の事業報告及び決算の承認

(6)　会費及び賛助会費の金額

(7)　会員の除名

(8)　解散、公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分

(9)　合併

(10)　前各号に定めるもののほか、一般社団・財団法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

（種別及び開催）

第１４条　センターの総会は、定時総会及び臨時総会の２種類とする。

２　定時総会は、毎事業年度終了後２ヶ月以内に開催する。

３　臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1)　理事会において開催の決議がなされたとき

(2)　正会員及び特別会員の総数の議決権の５分の１以上を有する会員から会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事長にあったとき

（招集）

第１５条　総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

２　理事長は、前条第３項第２号の規定による請求があったときは、その日から３０日以内の日を総会の日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。

３　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項、その他法令で定める事項を記載した書面をもって、開催の１週間前までに通知を発しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員及び特別会員が書面によって、議決権を行使することができることとするときは、２週間まえまでに通知を発しなければならない。

（議長）

第１６条　総会の議長は、当該総会において正会員及び特別会員の中から選任する。

（議決権）

第１７条　総会における議決権は、正会員及び特別会員１名につき１個とする。

（定足数）

第１８条　総会は、正会員及び特別会員の総数の過半数の出席がなければ開催することができない。

（決議）

第１９条　総会の決議は、一般社団・財団法人法第４９条第２項に規定する事項及びこの定款に特に規定するのもを除き、正会員及び特別会員の総数の過半数の出席し、出席した正会員及び特別会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

２　前項前段の場合において、議長は正会員及び特別会員として決議の加わることはできない。

（書面決議等）

第２０条　総会に出席できない、正会員及び特別会員は、予め通知された事項について書面をもって議決し、又は他の正会員及び特別会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

２　前項の場合における前２条の規定の適用については、その正会員及び特別会員は出席したものとみなす。

（議事録）

第２１条　総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

２　議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名押印する。

第４章　役員

（役員の設置）

第２２条　センターに次の役員を置く。

(1)　理　事　　１０名以上２０名以内

(2)　監　事　　２名以内

２　理事のうち１名を理事長、１名を副理事長、１名を常務理事（事務局長）とする。

３　前項の理事長及び副理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、常務理事（事務局長）をもって一般社団・財団法人法第９１条第１項第２号の業務執行理事とする。

（役員の選任）

第２３条　役員は、総会の決議によって選任する。

２　理事長及び副理事長、常務理事（事務局長）は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

３　監事は、センターの理事又は使用人を兼ねることができない。

（理事の職務及び権限）

第２４条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、センターの業務の執行の決定に参画する。

２　理事長は、センターを代表し、その業務を執行する。

３　副理事長は、理事長を補佐し、センターの業務を執行する。また、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

４　常務理事（事務局長）は、センターの業務を分担執行する。

５　理事長、副理事長及び常務理事（事務局長）は、毎事業年度に４ヶ月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第２５条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

２　監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、センターの業務及び財産の状況を調査することができる。

３　前２項に定めるもののほか、監事に関する事項は、一般社団・財団法人法で定めるところによる。

（任期）

第２６条　理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

２　監事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する

定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3　補欠により選任された役員の任期は、前人者の残任期間とする。

4　役員は、第２２条第１項で定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお役員としての権利義務を有する。

（解任）

第２７条　役員は、総会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、正会員及び特別会員の総数の半数以上であって、正会員及び特別会員の総数の議決権の３分の２以上の議決に基づいて行わなければならない。

（報酬等及び費用）

第２８条　役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬を支給することができる。

2　役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3　前２項に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める役員の報酬等及び費用に関する規程による。

（取引の制限）

第２９条　理事が、次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1)　自己又は第三者のためにするセンターの事業の部類に属する取引

(2)　自己又は第三者のためにするセンターとの取引

(3)　センターがその理事の債務を保証することその他の理事以外の者との間におけるセンターとその理事との利益が相反する取引

2　前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

（役員の責任の免除）

第３０条　センターは、役員の一般社団・財団法人法第１１１条第１項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、正会員及び特別会員の総数の半数以上であって、正会員及び特別会員の総数の議決権の３分の２以上の議決により、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度とし、免除することができる。

第５章　理事会

（構成）

第３１条　センターに理事会を置く。

2　理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）

第３２条　理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1)　総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
(2)　規程の制定、変更及び廃止
(3)　前各号に定めるもののほかセンターの業務執行の決定
(4)　理事の職務の執行の監督
(5)　理事長及び副理事長、常務理事（事務局長）の選任及び解職

（開催）

第３３条　理事会は、通常総会と臨時総会の２種類とする。

２　通常総会は、毎事業年度に３回以上開催する。

３　臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1)　理事長が必要と認めたとき
(2)　理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき
(3)　前号の請求があった日から５日以内に、その請求があった日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき
(4)　一般社団・財団法人法の定めるところにより、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき

（招集）

第３４条　理事会は、理事長が招集する。

２　前項の規定にかかわらず、前条第３号による場合は、理事が、前条第４号後段による場合は、監事が理事会を招集する。

３　理事長は、前条第２号又は第４号前段に該当する場合は、その請求があった日から５日以内に、その請求があった日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。

４　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の７日前までに、各理事及び各監事に対して通知を発しなければならない。

５　前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

（議長）

第３５条　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（定足数）

第３６条　理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

（決議）

第３７条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（決議の省略）

第３８条　理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、決議に加わるはことのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

（議事録）

第３９条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

２　出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名押印する。

第６章　資産及び会計

（資産の管理）

第４０条　センターの資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の決議により、別に定める。

（事業年度）

第４１条　センターの事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第４２条　センターの事業計画書及び収支予算書等（収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類）は、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

２　前項の書類は、毎事業年度の開始の日の前日までに、行政庁に提出しなければならない。

３　第１項の書類は、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第４３条　センターの事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、承認を受けなければならない。

(1)　事業報告書

(2)　事業報告の附属明細書

(3)　貸借対照表

(4)　損益計算書（正味財産増減計算書）

(5)　貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6)　財産目録

２　前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間備え置き、一般の閲覧に供す

るとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 役員の名簿

(3) 役員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

3 前２項の書類は、毎事業年度の経過後３ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。

（長期借入）

第４４条 センターが資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において正会員及び特別会員の総数の半数以上であって、正会員及び特別会員の総数の議決権の３分の２以上の議決を経なければならない。

（公益目的取得財産残額の算定）

第４５条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第４８条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第４３条第２項第４号の書類に記載するものとする。

第７章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第４６条 この定款は、第４８条の規定を除き、総会において、正会員及び特別会員の総数の半数以上であって、正会員及び特別会員の総数の議決権の３分の２以上の議決により変更することができる。

2 公益認定法第１１条第１項各号に掲げる事項に係る定款の変更（軽微なものを除く）をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。

3 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

（解散）

第４７条 センターは、一般社団・財団法人法第１４８条第１号及び第２号並びに第４号から第７号までに規定する事由によるほか、総会において正会員及び特別会員の総数の半数以上であって、正会員及び特別会員の総数の議決権の３分の２以上の議決により解散することができる。

（公益目的集等財産残額の贈与）

第４８条 センターが公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、公益

認定法第３０条第２項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を１ヶ月以内に、総会の決議により、センターと類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は公益認定法第５条第１７号に掲げる法人に贈与するものとする。

（残余財産の処分）

第４９条　センターが解散等により清算するときに有する残余財産は、総会の議決により、センターと類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は公益認定法第５条第１７号に掲げる法人に贈与するものとする。

第８章　評議員会

（評議委員会）

第５０条　理事会の決議により、センターに評議員会を置くことができる。

２　評議員会は、理事長から付議されたセンターの業務の運営に関する事項を審議し、及びこれらに関し必要と認められる事項を理事長に建議する。

３　評議員会は、必要に応じ理事長が招集する。

４　評議員会は、評議員１６名以内をもって構成する。

５　評議員は、高齢者問題について学識経験のある者等のうちから理事会の承認を得て理事長が委嘱する。

６　評議員会の運営細目については、別に定める。

第９章　事務局

（事務局）

第５１条　センターの事務を処理するため、センターに事務局を置く。

２　事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

３　重要な職員は、理事会の承認を得て理事長が任免する。

４　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

第１０章　公告の方法

（公告の方法）

第５２条　センターの公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第１１章　雑則

（委任）

第５３条　この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

附　則

1　この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１０６条第１項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2　センターの初代の代表理事は、風呂井侃、豊島喜登志とし、業務執行理事は二井省三とする。

3　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１０６条第１項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第４１条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始の日とする。

参考資料

定款の改正案

・実線＝変更箇所、点線＝任意又は法人の規模等により扱いが異なる箇所

改　　正　　案	現　　行	備　　考
公益社団法人　江田島市シルバー人材センター定款	社団法人　江田島市シルバー人材センター定款	
第１章　総則	**第１章　総則**	
（名称） 第１条　この法人は、公益社団法人江田島市シルバー人材センター（以下「センター」という。）と称する。	（名称） 第１条　この法人は、社団法人江田島市シルバー人材センター（以下「センター」という。）という。	
（事務所） 第２条　センターは、主たる事務所を広島県江田島市に置く。	（事務所） 第２条　センターは、主たる事務所を広島県江田島市江田島町中央一丁目15番15号に置き、従たる事務所を広島県江田島市大柿町大原1118番地２に置く。	・政令指定都市の支部及び広域設置シルバー人材センターで支所を有するときは、主たる事務所と従たる事務所を併記する。 ・江田島市まででも良い。
（目的） 第３条　センターは、定年退職者等の高年齢退職者（以下「高齢者」という。）の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務（当該業務に係る労働力の需給の状況、当該業務の処理の実情等を考慮して厚生労働大臣が定めるものに限る。次条及び第５条において同じ。）に係る就業の機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供する	（目的） 第３条　センターは、定年退職者等の高年齢退職者（以下「高齢者」という。）の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務（当該業務に係る労働力の需給の状況、当該業務の処理の実情等を考慮して厚生労働大臣が定めるものに限る。次条及び第５条において同じ。）に係る就業の機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供する	・現行のとおり高齢者等の雇用の安定等に関する法律第41条を踏まえて規定した。

ことなどにより、その能力を生かした就業その他の多様な社会参加活動を援助して、これらの者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。	ことなどにより、その就業を援助して、これらの者の生きがいの充実、社会参加の推進を図ることにより、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。	
（事業） 第４条　センターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。	（事業） 第４条　センターは、前条の目的を達成するために次の事業を行う。	・１号から４号は、現行のとおり高齢法第 42 条第１項を踏まえて規定した。
(1)　臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く。）を希望する高齢者のために、これらの就業の機会を確保し、及び組織的に提供すること。	(1)　臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く。）を希望する高齢者のために、これらの就業の機会を確保し、及び組織的に提供すること。	
(2)　臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る。）を希望する高齢者のために、無料の職業紹介事業又は一般労働者派遣事業を行うこと。	(2)　臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る。）を希望する高齢者のために、無料の職業紹介事業を行うこと。	
(3)　高齢者に対し、臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習を行うこと。	(3)　高齢者に対し、臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習を行うこと。	
(4)　高齢者のための臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業を通じて、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業を行うこと。	(4)　前３号に掲げるもののほか、臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業を通じて、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業を行うこと。	・「前３号にかかげるもののほか、」を削除
(5)　前４号に掲げるもののほか、高齢者の多様な就業機会の確保及び地域社会、企業等における高齢者の能力の活用を図るために必要な事業を行うこと。	（新設）	・シニアワークプログラム地域事業とシニア就業支援プログラム事業を行う場合の定款上の根拠を設けた。
(6)　その他目的を達成するために必要な事業を行うこと。	（新設）	
2　前項の事業は、広島県江田島市内において行うものとする。		

第2章　会員	**第2章　会員**	
（種別） 第5条　センターの会員は、次の3種とし、正会員及び特別会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。 (1) 正会員　センターの目的に賛同し、その事業を理解している次のいずれにも該当する者であって、理事会の承認を得た者 ア　江田島市に居住する原則として60歳以上の者 イ　健康な者であって、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を通じて自己の労働能力を活用し、それによって自らの生きがいの充実や社会参加等を希望する者 (2) 特別会員　センターに功労があった者又はセンターの事業運営に必要な学識経験を有する者で、理事会の承認を得た者 (3) 賛助会員　江田島市内に住所又は事務所がある個人又は団体であってセンターの目的に賛同し、事業に協力するもので理事会の承認を得たもの	（会員の種類） 第5条　センターの会員は、正会員、特別会員及び賛助会員の3種とし、正会員及び特別会員をもって民法上の社員とする。 2　正会員は、センターの目的に賛同し、その事業を理解している次のいずれにも該当する者であって、理事会の承認を得たものとする。 (1)　江田島市に居住する原則として60歳以上の者。 (2)　健康で、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を通じて自己の労働能力を活用し、それによって自らの生きがいの充実や社会参加等を希望する者。 3　特別会員は、センターに功労があった者又学識経験者でセンターの事業運営に必要と認めて、理事長が推薦し、理事会の承認を得た者とする。 4　賛助会員は、江田島市内に住所又は事務所がある個人又は団体であってセンターの目的に賛同し、事業に協力するもので理事会の承認を得たものとする。	・「理事長が推薦し、」を削除
（入会） 第6条　正会員、特別会員及び賛助会員として入会しようとする者は、所定の入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。 2　入会は、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。	（入会） 第6条　正会員として入会しようとする者は、所定の入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。 （新設）	・「例1：所定の入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。」 ・「例2：理事会の定めるところにより申込みを

		し、その承認を受けなければならない。」
（会費） 第７条　正会員及び特別会員は、センターの活動に必要な経費に充てるため、総会において別に定める会費を支払わなければならない。 2　賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。	（会費） 第７条　正会員及び賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。 （新設）	
（会員の資格喪失） 第８条　正会員、特別会員及び賛助会員が次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。 (1)　退会したとき (2)　成年被後見人又は被保佐人になったとき (3)　死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき (4)　１年間以上会費等を滞納したとき (5)　除名されたとき (6)　全ての正会員及び特別会員の同意があったとき	（新設）	・第８条第２項第２号の１年を準用
（退会） 第９条　正会員、特別会員及び賛助会員は、退会届を提出して、任意に退会することができる。	（退会） 第８条　正会員は、退会しようとするときは、その旨を理事長に届けなければならない。 2　正会員又は賛助会員が次のいずれかに該当するとき、及び特別会員が第１号に該当するときは、退会したものとみなす。 (1)　死亡し、又は解散したとき。 (2)　正当な理由なく会費を１年以上納入しないとき。	

（除名） 第 10 条　会員が次のいずれかに該当する場合には、総会において、正会員及び特別会員の総数の半数以上であって、正会員及び特別会員の総数の議決権の 3 分の 2 以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、総会の 1 週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。 (1) センターの定款又は規則に違反したとき (2) センターの名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき (3) その他の正当な事由があるとき 2　前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。	（除名） 第 9 条　会員がセンターの名誉をき損し、設立の趣旨に反し、秩序を乱し、又はこの定款に反するような行為を行ったときは、総会において 正会員及び特別会員の総数の 3 分の 2 以上の議決により、その会員を除名することができる。 2　前項の規定により会員を除名しようとするときは、除名を行う総会において、その会員に弁明の機会をあたえなければならない。 （新設）	・本規定は、総会における議決権が正会員及び特別会員 1 名につき 1 個とする場合である。
（会員資格喪失に伴う権利及び義務） 第 11 条　会員が第 8 条の規定によりその資格を喪失したときは、センターに対する会員としての権利を失い、義務を免れる。 2　センターは、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。	（新設） （会費等の付返還） 第 10 条　退会し、又は除名された会員が、既に納入した会費その他の金品は、これを返還しない。	

第3章　総会	第4章　会議	
	（会議の種別） 第18条　センターの会議は、総会及び理事会の2種とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。	・第18条は第14条に移動 ・総会と理事会を別々の章として、理事会関係は第4章に移行
（構成） 第12条　総会は、すべての正会員及び特別会員をもって構成する。 2　前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。	（会議の構成） 第19条　総会は、正会員及び特別会員をもって構成する。 （新設） 2　理事会は、理事長その他の理事をもって構成する。	・第4章に移行
（権限） 第13条　総会は、次の事項について決議する。 (1)　役員の選任又は解任 (2)　役員の報酬等の額の決定又は役員の報酬等の支給の基準 (3)　役員の賠償責任の免除 (4)　定款の変更 (5)　各事業年度の事業報告及び決算の承認 (6)　会費及び賛助会費の金額 (7)　会員の除名 (8)　解散、公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分 (9)　合併 (10)　前各号に定めるもののほか、一般社団・財団法人法に	（権限） 第20条　総会は、この定款に定めるもののほか、センターの運営に関する重要な事項を議決する。	

規定する事項及びこの定款に定める事項	2　理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。 (1)　総会の議決した事項の執行に関する重要な事項 (2)　総会に付議すべき事項 (3)　その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項	・第4章に移行
（種別及び開催） 第14条　センターの総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。 2　定時総会は、毎事業年度終了後2ヶ月以内に開催する。 3　臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。 (1)　理事会において開催の決議がなされたとき (2)　正会員及び特別会員の総数の議決権の5分の1以上を有する会員から会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事長にあったとき	（会議の開催） 第21条　通常総会は、毎年3月及び5月に開催する。 2　臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。 (1)　理事会が必要と認めたとき。 (2)　正会員及び特別会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により開催の請求があったとき。 (3)　監事が民法第59条第4号に基づいて招集するとき。 3　理事会は、次の掲げる場合に開催する。 (1)　理事長が必要と認めたとき。 (2)　理事現在数の3分の1以上から会議の目的を示して開催の請求があったとき。	・一般社団・財団法人法第36条の「定時社員総会は、毎事業年度の終了後一定の時期に召集しなければならない。」を踏まえて、現行の「通常総会」を「定時総会」に変更するとともに、「定時総会は、毎事業年度終了後2ヶ月以内に開催する。」こととし、1回の開催で規定した。 ・「5分の1」でも可 ・削除 ・第4章に移行
（招集） 第15条　総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。	（招集） 第22条　会議は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。	

2　理事長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内の日を総会の日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。 3　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項、その他法令で定める事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知を発しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員及び特別会員が書面によって、議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知を発しなければならない。	2　理事長は、前条第2項第2号の場合には請求の日から30日以内に臨時総会を、同条第3項第2号の場合には請求の日から10日以内に理事会を招集しなければならない。 3　会議を招集する場合には、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を示した書面により、少なくとも開催日の7日前までに会議の構成員に通知しなければならない。	・「例1：6週間以内」「例2：30日以内」 ・理事会関係は第4章 ・「その他法令で定める事項」とは、一般社団法人・財団法人施行規則第4条に規定する事項
（議長） 第16条　総会の議長は、当該総会において正会員及び特別会員の中から選任する。	（会議の議長） 第23条　総会の議長は、その総会において出席会員のうちから選任する。 2　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。	・第4章へ
（議決権） 第17条　総会における議決権は、正会員及び特別会員1名につき1個とする。	（新設）	
（定足数） 第18条　総会は、正会員及び特別会員の総数の過半数の出席がなければ開催することができない。	（会議の定足数） 第24条　会議は、構成員現在数の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。	
（決議） 第19条　総会の決議は、一般社団・財団法人法第49条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、正会員及び特別会員の総数の過半数が出席し、出席した正会員	（決議） 第25条　会議の決議は、この定款に定めるもののほか、会議に出席した構成員の過半数の同意をもって決し、可否どうすうのときは、議長の決するところによる。この場合において、	

及び特別会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 2　前項前段の場合において、議長は正会員及び特別会員として決議に加わることはできない。	議長は構成員として議決に加わる権利を有しない。 （新設）	
（書面議決等） 第 20 条　総会に出席できない正会員及び特別会員は、予め通知された事項について書面をもって議決し、又は他の正会員及び特別会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。 2　前項の場合における前 2 条の規定の適用については、その正会員及び特別会員は出席したものとみなす。	（書面表決等） 第 26 条　やむを得ない理由により会議に出席できない正会員、特別会員又は理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において前 2 条及び次条第 1 項第 3 号の規定の適用について出席したものとみなす。	
（議事録） 第 21 条　総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。 2　議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名押印する。	（会議の議事録） 第 27 条　会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。 (1)　会議の日時及び場所 (2)　構成員の現在数 (3)　総会にあってはその総会に出席した正会員及び特別会員の数、理事会にあってはその理事会に出席した理事（理事長、副理事長及び常務理事を含む。）の氏名（書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。） (4)　審議事項及び議決事項 (5)　議事の経過の概要及びその結果並びに発言要旨 (6)　議事録署名人の選任に関する事項 2　議事録には、議長のほか、当該会議に出席構成員のうちから、当該会議において選出された議事録署名人 2 人以上が署	・法令の記載事項を列挙することも可

	名押印しなければならない。	
第4章　役員	**第3章　役員及び職員**	
（役員の設置） 第22条　センターに次の役員を置く。 (1)　理　事　　10名以上20名以内 (2)　監　事　　2名以内	（役員の種別及び選任） 第11条　センターに次の役員を置く。 (1)　理事長　　1名 (2)　副理事長　　1名 (3)　常務理事　　2名 (4)　理事（理事長、副理事長、常務理事を含む。） 16名以上20名以内 (5)　監事　　2名	・現在18名多すぎるので変更 県内会員数52名に1理事 会員数2.25現在231名
2　理事のうち1名を理事長、1名を副理事長、1名を常務理事（事務局長）とする。	（新設）	
3　前項の理事長及び副理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、常務理事（事務局長）をもって一般社団・財団法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。	（新設）	・代表理事が欠けることを避けるため2名としている。
（役員の選任） 第23条　役員は、総会の決議によって選任する。 2　理事長及び副理事長、常務理事（事務局長）は、理事会の決議によって理事の中から選任する。 3　監事は、センターの理事又は使用人を兼ねることができない。	2　理事及び監事は、総会において選任する。 3　理事長、副理事長及び常務理事は、理事の互選により定める。	・認定申請時には、役員が欠格事項に該当しないことについて確認書を認定機関に提出する必要がある。
	4　理事及び監事は、相互に兼ねることができない。 い。	・3項と同じ意味とおもわれるので削除

（理事の職務及び権限） 第 24 条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、センターの業務の執行の決定に参画する。 2　理事長は、センターを代表し、その業務を執行する。 3　副理事長は、理事長を補佐し、センターの業務を執行する。また、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。 4　常務理事（事務局長）は、センターの業務を分担執行する。 5　理事長、副理事長及び常務理事（事務局長）は、毎事業年度に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。 （監事の職務及び権限） 第 25 条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。 2　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、センターの業務及び財産の状況の調査をすることができる。 3　前 2 項に定めるもののほか、監事に関する事項は、一般社団・財団法人法で定めるところによる。	（役員の職務） 5　理事は、理事会を構成し、定款及び総会の議決に基づき、センターの業務を執行する。 第 12 条　理事長は、センターを代表し、その業務を統括する。 2　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。 3　常務理事は、理事会の議決に基づき、センターの常務を分担処理する。 4　常務理事は、事務局長を兼ねることができる。 5　理事は、理事会を構成し、定款及び総会の議決に基づき、センターの業務を執行する。 （新設・任意） （監事の職務及び権限） 6　監事は、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 59 条の職務を行う。	・24 条第 1 項へ ・監事の職務等を列挙する場合は、以下の例にする。 第 25 条　監事は、次に掲げる職務を行う。 (1) 理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。 (2) センターの業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。 (3) 総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。

		(4)理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを総会及び理事会に報告すること。 (5)前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。 (6)理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告すること。 (7)理事がセンターの目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってセンターに著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。 (8)その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。
（任期） 第26条　理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。	（任期） 第13条　役員の任期は2年とする。ただし、補欠役員又は増員により選任された役員の任期は前任者又は現任者の残任期間とする。	

	2　役員は再任されることができる。	
2　監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。 3　補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。	（新設）	
4　役員は、第22条第1項で定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお役員としての権利義務を有する。	3　役員は、辞任した場合又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。	
（解任） 第27条　役員は、総会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、正会員及び特別会員の総数の半数以上であって、正会員及び特別会員の総数の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行なわなければならない。	（役員の解任） 第14条　役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、総会において出席会員（正会員及び特別会員をいう。以下同じ。）の3分の2以上の議決に基づいて、解任することができる。この場合は、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。 (1)　心身の故障のため職務の執行に耐えられないと認められるとき。 (2)　職条の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。	
（報酬等及び費用） 第28条　役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬を支給することができる。 2　役員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。 3　前2項に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める	（報酬等） 第15条　役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。 2　役員には、費用を弁償することができる。 3　前2項に関し必要な事項は、総会の決議を経て理事長が別	

役員の報酬等及び費用に関する規程による。	に定める。	
（取引の制限） 第29条　理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。 (1) 自己又は第三者のためにするセンターの事業の部類に属する取引 (2) 自己又は第三者のためにするセンターとの取引 (3) センターがその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるセンターとその理事との利益が相反する取引 2　前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。	（取引の制限） （新設）	
（役員の責任の免除） 第30条　センターは、役員の一般社団・財団法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、総会において、正会員及び特別会員の総数の半数以上であって、正会員及び特別会員の総数の議決権の3分の2以上の議決より、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度とし、免除することができる。	（新設）	
第5章　理事会	**第4章　会議　　理事会部分を再載**	
（構成） 第31条　センターに理事会を置く。	（会議の構成） 第19条2　理事会は、理事長その他の理事をもって構成する。	

2　理事会は、すべての理事をもって構成する。		
（権限） 第 32 条　理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。 (1) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定 (2) 規程の制定、変更及び廃止 (3) 前各号に定めるもののほかセンターの業務執行の決定 (4) 理事の職務の執行の監督 (5) 理事長及び副理事長、常務理事（事務局長）の選任及び解職	（会議の権能） 第 20 条 2　理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。 (1) 総会の議決した事項の執行に関する重要な事項 (2) 総会に付議すべき事項 (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項	
（開催） 第 33 条　理事会は、通常理事会と臨時理事会の２種類とする。 2　通常理事会は、毎事業年度に３回以上開催する。 3　臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。 (1)　理事長が必要と認めたとき (2)　理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき (3)　前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき (4)　一般社団・財団法人法の定めるところにより、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき	（会議の開催） 第 21 条 3　理事会は、次に掲げる場合に開催する。 (1)　理事長が必要と認めたとき。 (2)　理事現在数の 3 分の 1 以上から会議の目的を示して開催の請求があったとき。 第 22 条 2　理事長は、前条第 2 項第 2 号の場合には請求のあった日から 30 日以内に臨時総会を、同条第 3 項第 2 号の場合には請求の日から 10 日以内に理事会を招集しなければならない。 （新設）	・第 25 条で監事の職務を列挙した場合 (4)第 25 第 5 号により、監事から理事長に招集請求があったとき、又は監事が招集したとき。
（招集）	（新設）	

第34条　理事会は、理事長が招集する。 2　前項の規定にかかわらず、前条第3号による場合は、理事が、前条第4号後段による場合は、監事が理事会を招集する。 3　理事長は、前条第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。 4　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の7日前までに、各理事及び各監事に対して通知を発しなければならない。 5　前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。	（新設） （新設） 第22条3　会議を招集する場合には、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を示した書面により、少なくとも開催の7日前までに会議の構成員に通知しなければならない。	・<例1：1週間前　例2：5日前>
（議長） 第35条　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。	（会議の議長） 第23条2　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。	
（定足数） 第36条　理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。	（会議の定足数）　再載 第24条　会議は、構成員現在数の2分1以上の出席がなければ開催することができない。	
（決議） 第37条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。	（会議の議決）　再載 第25条　会議の議決は、この定款に定めるもののほか、会議に出席した構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は構成員として議決に加わる権利を有しない。	・削除（代理人による議決権の行使、書面による議決権の行使は認められていない。
（決議の省略）	（書面表決）　削除	

第38条　理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。		・法令の記載事項を列挙することも可
（議事録） 第39条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。	（会議の議事録）　再掲 第27条　会議の議事録については、次の事項を掲載した議事録を作成しなければならない。 (1)　会議の日時及び場所 (2)　構成員の現在数 (3)　総会にあってはその総会に出席した正会員及び特別会員の数、理事会にあってはその理事会に出席した理事（理事長、副理事長及び常務理事を含む。）の氏名（書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。） (4)　審議事項及び議決事項 (5)　議事の経過の概要及びその結果並びに発言要旨 (6)　議事録署名人の選任に関する事項	
2　出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名押印する。	2　議事録には、議長のほか、当該会議に出席構成員のうちから、当該会議において選出された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。	・基本財産及び公益目的事業に不可欠な特定財産を保有していない場合を想定し削除。 ・固定資産は、基本財産、特定資産とその他固定資産に分けられる。 ・基本財産：寄付行為又は定款において基本財産と定めた財産 ・特定財産：特定の目的のために預金有価証券を
第6章　資産及び会計	**第5章　財産及び会計**	
	（財産の構成） 第28条　センターの財産は、次に掲げるものをもって構成す	

	る。 (1)　会費 (2)　補助金 (3)　寄附金 (4)　財産から生じる収入 (5)　事業に伴う収入 (6)　その他の収入	有したもので、減価償却引当資産などの特定積立預金など。 ・その他の固定資産：土地、建物、車輌運搬具、什器備品等。 ・資産：法人や企業の財産（簿記用語で資産）
		・第 28 条削除のため本条も削除
（資産の管理） 第 40 条　センターの資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の決議により、別に定める。	（財産の管理） 第 29 条　センターの資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の決議を経て定める。	
	（経費の支弁） 第 30 条　センターの経費は、財産をもって支弁する。	
（事業年度） 第 41 条　センターの事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。	（会計年度） 第 31 条　センターの会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。	・事業計画及び予算は、法律上社員総会の議決事項外とされているが、機関の意思決定が必要と判断し、理事会の決議事項とした。
（事業計画及び収支予算） 第 42 条　センターの事業計画書及び収支予算書等（収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類）は、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。	（事業計画及び予算） 第 32 条　センターの事業計画書及び予算書は、理事長が作成し、毎会計年度開始前に総会において出席会員の 3 分の 2 以上の議決を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。 2　前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を得て予算成立	・事業計画及び収支予算は理事会の決議としたため削除 ・事業計画及び収支予算は理事会の決議としたため削除

	の日まで前事業年度の予算に準じて収入支出することができる。 3　前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。	
2　前項の書類は、毎事業年度の開始の日の前日までに、行政庁に提出しなければならない。 3　第1項の書類は、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。		
（事業報告及び決算） 第43条　センターの事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、承認を受けなければならない。 (1) 事業報告 (2) 事業報告の附属明細書 (3) 貸借対照表 (4) 損益計算書（正味財産増減計算書） (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書 (6) 財産目録 2　前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。 (1) 監査報告 (2) 役員の名簿 (3) 役員の報酬等の支給の基準を記載した書類	（事業報告及び決算） 第33条　センターの事業報告及び収支決算は毎会計年度終了後、理事長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等を作成し監事の監査を経て、その会計年度終了2か月以内に総会において出席会員の3分の2以上の承認を得なければならない。	

(3) 役員の報酬等の支給の基準を記載した書類 (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類 3 前2項の書類は、毎事業年度の経過後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。	2 理事長は、前項の議決があったときは、同項に規定する書類をその会計年度終了後3か月以内に広島県知事に報告しなければならない。	
(長期借入金) 第44条 センターが資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において正会員及び特別会員の総数の半数以上であって、正会員及び特別会員の総数の議決権の3分の2以上の議決を経なければならない。	(長期借入金) 第35条 センターが資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において出席会員の3分の2以上の議決を経て、事前に広島県知事に届け出なければならない。	
(公益目的取得財産残額の算定) 第45条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第43条第2項第4号の書類に記載するものとする。	(新設)	
第7章 定款の変更及び解散	**第6章 定款の変更及び解散**	
(定款の変更) 第46条 この定款は、第48条の規定を除き、総会において、正会員及び特別会員の総数の半数以上であって、正会員及び	(定款の変更) 第35条 この定款は、総会において正会員及び特別会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ広島県知事の認可を得なけ	

特別会員の総数の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。	れば変更することができない。	
2　公益認定法第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更（軽微なものを除く）をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。	（新設）	
3　前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。	（新設）	
（解散） 第47条　センターは、一般社団・財団法人法第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総会において正会員及び特別会員の総数の半数以上であって、正会員及び特別会員の総数の議決権の3分の2以上の議決により解散することができる。	（解散及び残余財産の処分） 第36条　センターは、民法第68条第1項第2号から4号まで及び第2項の規定により解散する。 2　総会の議決に基づいて解散する場合は、正会員及び特別会員の総数の4分の3以上の議決を経、広島県知事の許可を得なければならない。	
（公益目的取得財産残額の贈与） 第48条　センターが公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、公益認定法第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を1ヶ月以内に、総会の決議により、センターと類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は公益認定法第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。	（新設）	

（残余財産の処分） 第 49 条　センターが解散等により清算するときに有する残余財産は、総会の決議により、センターと類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は公益認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人に贈与するものとする。	第 36 条 3　解散のとき存する残余財産は、総会において、正会員及び特別会員の総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、広島県知事の許可を得てセンターと類似の目的を有する他の団体に寄付する。	
第 8 章　評議員会 （評議員会） 第 50 条　理事会の決議により、センターに評議員会を置くことができる。 2　評議員会は、理事長から付議されたセンターの業務の運営に関する事項を審議し、及びこれらに関し必要と認められる事項を理事長に建議する。 3　評議員会は、必要に応じ理事長が招集する。 4　評議員会は、評議員 16 名以内をもって構成する。 5　評議員は、高齢者問題について学識経験のある者等のうちから理事会の承認を得て理事長が委嘱する。 6　評議委員会の運営細目については、別に定める。	（新設）	・評議員会という名称は変更することもできる例えば諮問委員会
第 9 章　事務局 （事務局） 第 51 条　センターの事務を処理するため、センターに事務局を置く。 2　事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。	（事務局） 第 16 条　センターの事務を処理するため、事務局を置く。 2　事務局には、事務局長その他の職員を置く。	

4　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。	3　事務局長その他の職員は、理事長が任免する。 4　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会が総会の議決を経て、別に定める。	
第10章　公告の方法		
（公告の方法） 第52条　センターの公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。	（新設） （第1項で電子公告とした場合）	・例1：官報に掲載する方法 ・例2：広島県において発行する中国新聞に掲載する方法 ・例3：電子公告 ・例4：主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法
第11章　雑則	**第7章　雑則**	
（委任） 第53条　この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。	（委任） 第37条　この定款の施行について必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。	
附　則	附　則	
1　この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。 2　センターの最初の代表理事は、風呂井侃、豊島喜登志とし、	1　この定款は、広島県知事の設立許可を得た日から施行する。	

業務執行理事は二井省三とする。 3　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第41条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。	2　センターの設立当初の役員は、第11条第2項から第4項までの規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第13条第1項の規定にかかわらずセンターの設立後5月の通常総会の開催の日までとする。 3　センターの設立当初の会計年度は、第29条の規定にかかわらず設立許可のあった日から平成5年3月31日までとする。 4　センターの設立当初の会計年度の事業及び予算は、第30条第1項の規定にかかわらず設立総会定めるところによる。 附　則 1　この改正は、広島県知事の許可を受けた日から施行する。 （平成5年6月23日認可） 附　則 1　この改正は、広島県知事の許可を受けた日から施行する。 （平成7年8月18日認可） 附　則 1　この改正は、広島県知事の許可を受けた日から施行する。 （平成10年4月15日認可） 附　則 1　この定款は、平成12年10月1日から施行する。	・氏名のみ記載しているが、住所と氏名を記載することも可能 ・削除

	附　則 1　この改正は、広島県知事の許可を受けた日から施行する。 （平成 17 年 4 月 15 日認可）	

議案第９号

（社）江田島市シルバー人材センターの正会員会費
規程の一部を改正する規程案について

（社）江田島市シルバー人材センター正会員会費規程改正について、当センターの定款改正に伴い関係規程の一部を改正する必要があるので、定款第20条第１項の規定に基づき、総会の議決を求める。

平成２２年５月２８日提出

社団法人　江田島市シルバー人材センター
理事長　　風呂井　侃

社団法人江田島市シルバー人材センター正会員会費規程の
一部を改正する規程

（社団法人江田島市シルバー人材センター正会員会費規程の一部改正）

社団法人江田島市シルバー人材センター事務費規程の一部を次のように改正する。

題名中「社団法人」を「公益社団法人」に改め、第１条中「社団法人」を「公益社団法人」に改め、第３条見出し中「期限」を「期日」に改め、第４条を第５条とし、第４条をとして「（会費の使途）第４条　会費は、一事業年度における合計額の５０％以上を当該年度の公益目的事業に使用する。」を加える。

附　則

1　この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１０６条第１項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

（経過措置）

2　この規程の施行日の前日までに、解散前の社団法人江田島市シルバー人材センター事務費規程によりなされた手続きその他の行為は、この規程の相当規程によりなされたものとみなす。

公益社団法人　江田島市シルバー人材センター正会員会費規程（案）

（目的）

第１条　この規程は、公益社団法人江田島市シルバー人材センター定款第７条に定める会費に関し、必要な事項を定める。

（会費の額）

第２条　正会員が、一事業年度に納入すべき会費の額は、次の各号に定める額とする。

(1)　会費は、年額２，０００円とする。

(2)　前号の会費については、病気等の理由により理事会で承認を得た場合には、免除することができる。

（納入期日）

第３条　会費は、毎年１回５月末日までに納入するものとする。

２　ただし、新規入会申込者は、理事会において入会を承認された後、２ヶ月以内に納入するものとする。

（会費の使途）

第４条　会費は、一事業年度における合計額の５０％以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

（委任）

第５条　この規程に定めるもののほか会費に関し必要な事項は、理事会で定める。

附　則

１　この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１０６条第１項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

（経過措置）

２　この規程の施行日の前日までに、解散前の社団法人江田島市シルバー人材センター事務費規程によりなされた手続きその他の行為は、この規程の相当規程によりなされたものとみなす。

参考資料

正会員会費規程改正案

改　正　案	現　行	備　考
公益社団法人　江田島市シルバー人材センター 正会員会費規程 第1章　総則 （目的） 第１条　この規程は、公益社団法人江田島市シルバー人材センター定款第７条に定める会費に関し、必要な事項を定める。 （会費の額） 第２条　会員が、一事業年度に納入すべき会費の額は、次の各号に定める額とする。 (1)　正会員　　年額 2,000 円 (2)　前号の会費については、病気等の理由により理事会で承認を得た場合には、免除することができる。 （納入期日） 第３条　会費は、毎年１回５月末までに納入するものとする。 ２　ただし、新規入会申込者は、理事会において入会を承認された後、２ヶ月以内に納入するものとする。 （会費の使途） 第４条　会費は、一事業年度における合計額の 50%以上を当	社団法人　江田島市シルバー人材センター 正会員会費規程 第１章　総則 （目的） 第１条　この規程は、社団法人江田島市シルバー人材センター定款第７条に定める会費に関し、必要な事項を定める。 （会費の額） 第２条　正会員が、一般会計年度に納入すべき会費の額は、次の各号に定める額とする。 (1)　会費は、年額 2,000 円とする。 (2)　前号の会費については、病気等の理由により理事会で承認を得た場合には、免除することができる。 （納入期限） 第３条　会費は、毎年１回５月末までに納入するものとする。 ２　ただし、新規入会申込者は、理事会において入会を承認された後、２か月以内に納入するものとする。	

該年度の公益目的事業に使用する。 （委任） 第 5 条　この規程に定めるもののほか会費に関し必要な事項は、理事会で定める。 附　則 1　第 1 条の公益社団法人江田島市シルバー人材センターの名称は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。 （経過措置） 2　この規程の施行日の前日までに、解散前の社団法人江田島市シルバー人材センター正会員会費規程によりなされた手続きその他の行為は、この規程の相当規程によりなされたものとみなす。	（委任） 第 4 条　この規程に定めるもののほか会費に関し必要な事項は、理事会で定める。 附則 この規程は、社団法人江田島市シルバー人材センター設立許可のあった日から施行する。 附則 この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。 附則 （施行日） この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。	

議案第１０号

（社）江田島市シルバー人材センターの事務費規程の
一部を改正する規程案について

（社）江田島市シルバー人材センター事務費規程について、当センターの定款改正に伴い関係規程の一部を改正する必要があるので、定款第20条第1項の規定に基づき、総会の議決を求める。

平成２２年５月２８日提出

社団法人　江田島市シルバー人材センター
理事長　　風呂井　侃

社団法人江田島市シルバー人材センター事務費規程の一部を
改正する規程

（社団法人江田島市シルバー人材センター事務費規程の一部改正）

社団法人江田島市シルバー人材センター事務費規程の一部を次のように改正する。

題名中「社団法人」を「公益社団法人」に改め、第１条中「社団法人」を「公益社団法人」に改め、第３条第１項を第２項とし、同条第１項として「事務費は、シルバー人材センター事業の実施に要する適正な費用を補う額及び法人運営に要する適正な費用を償う額を超えない額とする。」を加え、同条第２項中「事務費」を「前項の」に改める。

附　則

１　この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１０６条第１項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

（経過措置）

２　この規程の施行日の前日までに、解散前の社団法人江田島市シルバー人材センター事務費規程によりなされた手続きその他の行為は、この規程の相当規程によりなされたものとみなす。

公益社団法人　江田島市シルバー人材センター事務費規程（案）

（目的）

第１条　この規程は、公益社団法人江田島市シルバー人材センター（以下「センター」という。）が、仕事の発注者より徴収する事務費に関し、必要な事項を定める。

（事務費の徴収）

第２条　事務費は、センターが取り扱う仕事の引受けと、それを実際に行う会員への仕事の提供に要する諸経費等として仕事の見積総額に含めるものとし、仕事が完了した都度センターが徴収する。

（事務費の額）

第３条　事務費は、センター事業の実施に要する適正な費用を償う額及び法人運営に要する適正な費用を償う額を超えない額とする。

２　前項の額は、受注額（配分金に相当する見積額）のおおむね５％から１０％とし、理事会において定める。

（事務費の使途）

第４条　事務費は、センター事業及び法人運営を遂行するための経費に充てる。

（委任）

第５条　この規程に関して必要な事項は、理事会で定める。

附　則

１　この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１０６条第１項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

（経過措置）

２　この規程の施行日の前日までに、解散前の社団法人江田島市シルバー人材センター事務費規程によりなされた手続きその他の行為は、この規程の相当規程によりなされたものとみなす。

参考資料

（社）江田島市シルバー人材センター事務費規程案

改　　正　　案	現　　行	備　　考
公益社団法人　江田島市シルバー人材センター 事務費規程 第1章　総則 （目的） 第１条　この規程は、公益社団法人江田島市シルバー人材センター（以下「センター」という。）が、仕事の発注者より徴収する事務費に関し、必要な事項を定める。 （事務費の徴収） 第２条　事務費は、センターが取り扱う仕事の引受けと、それを実際に行う会員への仕事の提供に要する諸経費等として仕事の見積総額に含めるものとし、仕事が完了した都度センターが徴収する。 （事務費の額） 第３条　事務費は、センター事業の実施に要する適正な費用を償う額及び法人運営に要する適正な費用を償う額を超えない額とする。 ２　前項の額は受注額（配分金に相当する見積額）のおおむね５％から１０％とし、理事会において定める。	社団法人　江田島市シルバー人材センター 事務費規程 第１章　総則 （目的） 第１条　この規程は、社団法人江田島市シルバー人材センター（以下「センター」という。）が、仕事の発注者より徴収する事務費に関し、必要な事項を定める。 （事務費の徴収） 第２条　事務費は、センターが取り扱う仕事の引受けと、それを実際に行う会員への仕事の提供に要する諸経費等として仕事の見積総額に含めるものとし、仕事が完了した都度センターが徴収する。 （事務費の額） 第３条　事務費の額は、受注額（配分金に相当する見積額）のおおむね5%から10%とし、理事会において定める。	

（事務費の使途） 第４条　事務費は、センター事業及び法人運営を遂行するための経費に充てる。 （委任） 第５条　この規程に関して必要な事項は、理事会で定める。 附　則 １　この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第１項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。 （経過措置） ２　この規程の施行日の前日までに、解散前の社団法人江田島市シルバー人材センター事務費規程によりなされた手続きその他の行為は、この規程の相当規程によりなされたものとみなす。	（事務費の使途） 第４条　事務費は、センターの事業を遂行するための経費に充てる。 （委任） 第５条　この規程に関して必要な事項は、理事会が別に定める。 附則 この規程は、平成４年10月20日から施行する。 附則 この規程は、平成17年４月１日から施行する。	

議案第11号

（社）江田島市シルバー人材センター役員等費用弁償に関する規程及び（社）江田島市シルバー人材センター理事長及び副理事長の報奨金に関する規程の改正案について

（社）江田島市シルバー人材センター役員等費用弁償に関する規程及び（社）江田島市シルバー人材センター理事長及び副理事長の報奨金に関する規程について、当センターが公益法人に移行するため（社）江田島市シルバー人材センター役員等費用弁償に関する規程及び（社）江田島市シルバー人材センター理事長及び副理事長の報奨金に関する規程を改正する必要があるので、定款第20条の規定に基づき、総会の議決を求める。

平成２２年5月２８日提出

社団法人　江田島市シルバー人材センター
理事長　　風呂井　侃

公益社団法人　江田島市シルバー人材センター
役員の報酬等及び費用弁償に関する規程（案）

（目的及び意義）

第１条　この規程は、公益社団法人江田島市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の定款第３８条第３項の規定に基づき、役員の報酬等及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「「一般社団・財団法人法」という。」の規程に照らし、妥当性と透明性の確保を図るものとする。

（定義等）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　役員とは、理事及び監事をいう。

(2)　常勤役員とは、総会で選任された理事のうち、センターを主たる勤務場所とし、週３日以上センターの業務に従事する者をいう。

(3)　非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。

(4)　報酬等とは、公益認定法第５条第１３号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。

(5)　費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

（報酬等の支給）

第３条　センターは、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

２　非常勤役員の報酬は無報酬とする。

３　常勤役員の報酬は月額とする。

４　役員には役員賞与及び退職手当は支給しない。

（報酬等の額の決定）

第４条　常勤役員の報酬月額は、別表１「常勤役員の報酬月額」定める金額の範囲内として、理事会の承認を得て、決定するものとする。

（報酬等の支給日）

第５条　常勤役員の報酬は年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、支給日は職員給与規程第４条を準用するものとする。

（報酬等の支給方法）

第６条　報酬等は本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。

２　報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった積立金等を控除して支給する。

（費用）

第７条　センターの役員が職務の遂行にあたって負担した費用については、これの請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

２　費用の額は、別表２により予算の範囲内において支給する。

（公表）

第８条　センターは、この規程をもって、公益認定法第２０条第１項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

（改廃）

第９条　この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

（補足）

第１０条　この規程の実施に関し必要な事項は、理事会で定める。

附　則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１０６条第１項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

別表１　常勤役員の報酬月額

(1)	理事長	７万円までの範囲内
(2)	副理事長	７万円までの範囲内

別表２　費用の額

(1)　非常勤役員の管内職務に係る費用

地区名	費用弁償	地区名	費用弁償
中央地区	1,700 円	切串地区	2,060 円
鷲部地区	1,700 円	大須・幸の浦地区	2,060 円
江南地区	1,920 円	津久茂地区	1,880 円
秋月地区	1,880 円	宮の原地区	1,700 円
小用地区	1,700 円	大柿地区	2,060 円
能美地区	2,060 円	沖美地区	2,060 円

(2)　役員の管外職務に係る費用　　江田島市旅費条例による。

(3)　その他　　実費

参考資料

役員の報酬等及び費用に関する規程案

新	現　　行	備　　考
公益社団法人　江田島市シルバー人材センター 役員の報酬等及び費用に関する規程 （目的及び意義） 第１条　この規程は、公益社団法人江田島市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の定款第 28 条第 3 項の規定に基づき、役員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）の規程に照らし、妥当性と透明性の確保を図るものとする。 （定義等） 第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)　役員とは、理事及び監事をいう。 (2)　常勤役員とは、総会で選任された理事のうち、センターを主たる勤務場所とし、週 3 日以上センターの業務に従事する者をいう。		・常勤役員とは、「総会で選任された理事」と規定した。この理由は「総会で選任された役員」とすると大半のセンターで存在しない常勤監事の報酬等を規程することとなってしまうから。 ・移行認定申請において、最低でも週 3 日以上出勤する者は「常勤」とさ

(3)　非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。 (4)　報酬等とは、公益認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。 (5)　費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。 （報酬等の支給） 第3条　センターは、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。 2　非常勤役員の報酬は無報酬とする。 3　常勤役員の報酬は月額とする。 4　役員には役員賞与及び退職手当は支給しない。 （報酬等の額の決定） 第4条　常勤役員の報酬月額は、別表1「常勤役員の報酬月額」に定める金額の範囲内として、理事会の承認を得て、決定するものとする。 （報酬等の支給日） 第5条　常勤役員の報酬は年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、支給日は職員給与規程第4条を準用する>ものとする。 （報酬等の支給方法） 第6条　報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に		れている。 ・手数料とは証明書の発行等に係る手数料を想定

振り込むものとする。 2　報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。 （費用） 第7条　センターは、役員が職務の遂行に当たって負担した費用については、これの請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。 2　費用の額は、別表2費用の額により予算の範囲内において支給する。 （公表） 第8条　センターは、この規程をもって、公益認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。 （改廃） 第9条　この規程の改廃は、総会の議決を経て行う。 （補足） 第10条　この規程の実施に関し必要な事項は、理事会で定める。	社団法人　江田島市シルバー人材センター 役員等費用弁償に関する規程 （目的） 第1条　この規程は、社団法人江田島市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の役員等（定款第11条第1項に定める役員並びに専門委員会委員、地域班及び職群班の班長とする。）の費用弁償の額及びその支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。 （支給） 第2条　役員等が職務のため出張したときは、社団法人江田島市シルバー人材センター旅費規程（平成4年10月20日施行）に基づき算定した交通費に、日当等を加えた額を支給する。ただし、市内において招集される理事会、委員会及び班長会議に出席した役員等の費用弁償は別表に定める額を予算の範囲内において支給する。 （費用弁償の支給の方法） 第3条　費用弁償の支給の方法は、市旅費条例の例による。	

附　則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

別表1　常勤役員の報酬月額

(1)	理事長	7万円までの範囲内
(2)	副理事長	7万円までの範囲内

別表2　費用の額

(1) 非常勤役員管内職務に係る経費

地区名	費用弁償	地区名	費用弁償
中央地区	1,700円	切串地区	2,060円
鷲部地区	1,700円	大須・幸の浦地区	2,060円
江南地区	1,920円	津久茂地区	1,880円
秋月地区	1,880円	宮の原地区	1,700円
小用地区	1,700円	大柿地区	2,060円
能美地区	2,060円	沖美地区	2,060円

(2)役員の管外職務に係る経費　江田島市旅費条例の例による。

(3)その他　実費

（委任）

第3条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附　則

1　この規程は、平成7年5月17日から施行する。

2　社団法人江田島市シルバー人材センター役員等費用弁償規程（平成6年4月1日施行）は廃止する。

附　則

この規程は、平成12年2月23日から施行する。

附　則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附　則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

別　表

地区名	費用弁償	地区名	費用弁償
中央地区	1,700円	切串地区	2,060円
鷲部地区	1,700円	大須・幸の浦地区	2,060円
江南地区	1,920円	津久茂地区	1,880円
秋月地区	1,880円	宮の原地区	1,700円
小用地区	1,700円	大柿地区	2,060円
能美地区	2,060円	沖美地区	2,060円

社団法人　江田島市シルバー人材センター理事長及び副理事長の報奨金に関する規程

（目的）

第１条　この規程は、社団法人江田島市シルバー人材センター（以下「センター」という。）理事長及び副理事長（以下「理事長等」という。）の報奨金に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

（報奨金）

第２条　理事長等がセンター運営の遂行、決算に関する公務等によって出勤して業務を行うものに対して、費用弁償として月額報奨金を支給する。ただし、あらかじめ定められた日数に満たない場合は日割とし、出勤のない場合については支給しないものとする。

２　前項の報奨金のうち、月の中途にに就任し、若しくは退任

した場合（死亡により退任した場合を除く。）においては、日割り計算により支給する。

（委任）
第３条　この規程に定めるもののほか、報奨金の支給方法についてはセンター職員の例による。

附　則
この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附　則
この規程は、平成20年4月1日から施行する。
附　則
この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附　則
この規程は、平成23年3月31日廃止する。

別表

区　分	支給区分	報奨金額	出勤基準等
理事長	月　額	45,000円	原則、週2日の午前中とし、行事等の日程によって変更するものとする。
副理事長	月　額	9,000円	原則、週1日の午前中とし、行事等の日程によって変更するものとする。

議案第１２号

事務手続き等に係る付帯決議について

本日の議決事項について、会員の権利及び義務に影響を与えない範囲で、字句等の修正を行う必要が事務手続きの過程で生じた場合には、その修正については理事長に一任することについて、定款第２０条第１項の規定に基づき、総会の議決を求める。

平成２２年５月２８日提出

社団法人　江田島市シルバー人材センター

理 事 長　　風 呂 井　　侃